

## 第5回 奈良市特殊勤務手当検討委員会 議事録

1 担当課：奈良市総務部人事課

2 日 時：平成24年6月15日（金） 13：30～

3 場 所：奈良市役所第1研修室（中央棟6階）

### 4 出席者

委 員： 委員長 森裕之、 委員 楠茂樹、 委員 倉本みゆき、  
委員 松山治幸

奈良市長 仲川 元庸、副市長 福井 重忠、副市長 津山 恭之

事務局： 小西総務部長、小林総務部理事、外良人事課長、中井人事課長補佐、  
池本人事課給与係長、山岡

説明者： 徳岡消防長、樫原消防総務課長、中村消防総務課主幹、仲川滞納整理課  
長、増田債権整理課長、辻井国保年金課長、石川福祉医療課長、清水介  
護福祉課長、堀保健総務課長、筑瀬保健・環境検査課長、坂田生活衛生  
課長、福井保健予防課長

### 5 会議事項

(1) 特殊勤務手当評価シートに基づくヒアリング及び判定について

(2) 提言書について

(3) その他

### 6 会議の内容

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回奈良市特殊勤務手当検討委員会を開催させていただきたいと思っております。皆様方におかれましては、公私ともお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、まず始めに森委員長のほうからあいさつをよろしくお願いいたします。

○森委員長 皆さん、いつもご苦労さまです。第5回奈良市特殊勤務手当検討委員会を開催させていただきたいというふうに思います。

本日も消防局をはじめ、各種ヒアリングを予定しておりますので、今日もよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、森委員長、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

○森委員長 それでは、いつものように最初にお手元に本日配付させていただいております資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、本日の資料につきましてご説明させていただきます。

まず、1枚目でございます。本日の次第でございます。おめくりいただきまして、第5回、本日当委員会のヒアリングの順番表でございます。

続きまして、ヒアリングに対しましての説明者の名簿、それから消防局のほうからの追加資料ということで、消防職員の業務に対する特殊勤務手当について、A4、2枚物でございます。そしてまた消防局のほうから手当の見直しの案というものをご説明したいということでございますので、その見直しの案につきましてのA4、1枚物の資料になってございます。

続きまして、5課から出てまいりました奨励手当についての追加資料でございます。それとまた保健所の保健・環境検査課のほうから有害物等取扱業務の手当につきましての追加資料がございます。そしてまたA3の資料といたしまして特殊勤務手当の第1回、第2回の関係の集計表、事務局のほうでまとめさせていただいております。その資料となっております。

そしてまた最後でございますけれども、本日最後に提言書の骨子案ということでご確認をいただきます。その骨子案をつけさせていただいております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○森委員長 ありがとうございます。資料のほう大丈夫でしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、早速ですが議案に入っていきたいと思いますが、最初に消防局に係る手当ということで、判断保留にしておりました、奨励手当についてのヒアリングをさせていただきまして、その後、保健所から要望があります手当についてのヒアリングを実施させてい

ただきたいと思います。それを受けまして第二次判定をまとめさせていただくという流れで進めていきたいと思っています。

それでは、早速ですがヒアリングを開始させていただきたいと思います。

まず消防局からですがけれども、手当が幾つかございますので、全体を一括で説明していただいた後、ただいま事務局からもありましたように、消防局のほうから見直し案が提示されておりますので、その説明をお聞きしたいと思っています。それでは消防局のほう、よろしくをお願いします。

○徳岡消防長 ありがとうございます。消防長の徳岡と申します。本日はお忙しい中ありがとうございます。ぜひよろしくお聞きしたいと思っています。

まず、私どものほうで消防の背景というものについてご説明させていただきたいと考えております。お手元の資料に「消防職員の業務に対する特殊勤務手当について」というペーパーが配られていると思います。これにつきまして若干のお時間を頂戴したいと思っております。

まず第1点目に、消防職と一般職の根本的な相違点についてです。我々消防職員は地方公務員法第52条第5項の規定によりまして、『警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。』という定めがございます。我々消防職員は同じ奈良市の職員でありながら、団体の結成も団体への加入も認められていない、こういう根本的な相違点がございます。

そんな中で、平成8年7月に消防組織法の一部が改正され、消防長に対して職員の意見を述べる場として消防職員委員会を設置し、職員の意見を含めた審議の概要を全職員に周知するよう定められました。これは全国どこの消防にも設置されているものでございます。消防職員一人ひとりの意見が同じ職場で働く委員により話し合われ、その結果を日常業務に反映されるよう運営し、よりよい職場環境づくりを目指すものです。

審議にかけるべき意見としましては、まず1点目として勤務条件と福利厚生、それから2点目として被服、装備品、3点目に機械器具とその他の施設というふうに分類されていることから、具体的な給与面についての職員の意見を反映するところまでは踏み込めない状況であるものと考えております。

次に、消防職員の団結権についてでございますが、国際労働機関ILOは、長年にわたり日本の消防職員にも団結権を与え、労働組合をつくる権利を認めるよう勧めています。

これは憲法で保障された結社の自由を侵害する人権問題であるとされています。イギリス、フランスなどの消防職員はストライキ権まで認められているようでございます。国もILOの働きかけを受けて、地方公務員の新たな労使関係制度に係る主な論点というものを平成23年12月に公表し、その中で消防職員の団結権の取り扱いについても、国民から寄せられた意見の概要として示されております。

このことを受けまして、全国の791消防本部の消防長で構成されている全国消防長会は、団結権問題に対する基本見解をまとめ、平成24年2月17日に総務大臣などに対して意見を提出しました。奈良市消防局といたしましても、全国消防長会の意見を尊重したいと考えているところでございます。

その全国消防長会の意見の概要でございますが、冒頭で消防職員間の意思疎通を図り、職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営するには、消防職員委員会の充実により対応するのが適切であると考えており、消防職員に団結権を付与すべきではないと前置きをして、その理由としてまず第1点目に、団結権の付与を契機として不適切な活動が行われ、労使間の紛争が頻発するなど、制度の適切な運用がなされないことが予想され、この間、消防活動に支障が生じる上、地域住民や消防団からの信頼が失われ、地域の消防・防災体制の維持が困難となり、国民生活に不利益をもたらすこととなる。

2点目に、消防は有事即応の組織であるために階級制を導入し、一般職の地方公務員以上に厳格な服務規律と指揮命令系統を有している。しかしながら、団結権の付与は労使間、実態としては上司と部下との間に対抗関係を生み出すものであり、これは消防の厳格な服務規律、指揮命令の遵守と両立し得ないものである。

さらに団結権の付与に伴い、職員団体に加入する者と加入しない者、あるいは異なる職員団体の間で対立関係が生まれ、職場内の信頼関係が損なわれることになれば、部隊活動の不可欠なチームワークに支障を生じることとなる。

このような消防組織の特殊性を考慮せず、消防職員を一般職の地方公務員と同列視する考えには同意できない。

3点目としまして、東日本大震災では、発災当初から数日間にわたり被災地消防本部の職員全員が文字どおり不眠不休で消火、救助、救急、捜索などの活動を行った。一方、緊急消防援助隊を派遣した消防本部においては、管内の消防力を維持しながら派遣人員を確保するため、急遽大幅な勤務体制の変更等を命じ、職員を派遣した。さらに、前例のない厳しい条件下における活動に対処した消防本部も多かった。

今後このような対応をとる際に、団結権が付与され、事前に職員団体への説明を要することとなれば、初動の遅れや指揮命令系統の混乱につながり、消防機関は訓練を含めた日常的な活動において警察、自衛隊、海上保安庁などの他の機関から信頼を得られず、災害時の円滑な連携に支障を生じることとなる。また、全国から緊急消防援助隊が集結し、広域応援を行う場合、各消防本部の職員団体がそれぞれの勤務条件を主張し、調整を要することになれば、非常事態に対処するための緊急消防援助隊が成り立たなくなる。

4点目としまして、消防及び警察は、ともに住民の生命、身体及び財産を保護するという使命のもとに、有事即応の統制ある活動が要求されており、そのため階級制が導入され、厳格な服務規律が定められています。また、消防職員には警察職員に劣らず消防活動に必要な強制力を伴う広範な権限が付与されていることから、これまで消防職員及び警察職員はともに団結権などが制限されてきたところでございます。

従来から存在してきた消防と警察の具体的な活動内容の相違点を理由として、消防職員のみ団結権を付与し、警察職員と異なる制度とするとしていることは理解に苦しみ、納得できるものではないと消防長会の意見を結ばれております。

そこで、奈良市消防局としての結論でございますが、奈良市の消防職員はその給与について一般職と同じ給与表をもとに支給されている中で、団体交渉権を付与されていないことから、職務の特殊性を考慮すべき業務に対する特殊勤務手当の支給につきましては、一般職などの職員に充てる特殊勤務手当以上の配慮を持って支給いただきますように検討していただくことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○森委員長 続きまして、事前に出していただきました各種の消防局の特殊勤務手当がありますので、それを簡単にご説明していただいた後、今回消防局としてそれらはどういふふうに見直そうとしているのかというところについてご説明いただけますでしょうか。

○樫原総務課長 それでは、総務課長の樫原でございます。よろしくお願いいたします。

まず、消防局の組織体制について若干触れさせていただきます。

消防局は局といたしまして、2室、5課、1隊の104名、消防署として5署、6分署、296名、職員数計400名で勤務体制をとってございます。役職別の内訳といたしましては、管理職62名、一般職338名でございます。勤務形態の内訳といたしましては、日勤勤務者104名、隔日勤務者296名の構成となっております。

消防職員の勤務の特殊性につきましては、消防法で定めておりますように、火災等の災

害から生命、身体、財産を守るという目的でございます。そのため、その活動には危険性がございまして、また消防吏員の74%に当たる者が隔日勤務者でございます。隔日勤務者は24時間勤務を繰り返す勤務形態をとってございますが、当然その中には休憩時間等も含まれておりますが、休憩はすべて庁舎内で行わねばならず、災害による市民の119の要請に対して、どの時間帯であれ即時に出動し、現場活動をするという実態がでございます。また、夜も休みにおいても災害があれば、即時出動に応じなければならないという使命も含んでございます。

それと、火災救助、救急、水防等の現場活動におきましては、同等の活動がございまして、現場活動の環境、気象状況等から瞬時に現場状況を判断し、適切な行動をとらなければなりません。また、刻々と変化する現場状況を勘案しながら活動しております。その活動にはさまざまな危険が含まれてございます。

消防局の特殊勤務手当の項目といたしまして、7つ手当がございまして、まず、危険手当でございますけれども、参考資料としておつけしておりますけれども、対象職員といたしましては、消防吏員、管理職手当の支給を受けている管理職62名を除く、一般職員338名が該当になってございます。支給基準といたしまして、支給額は日額250円でございます。平成23年度の支給実績といたしまして、対象職員約334名、職員1人当たり月額4,750円、年間で5万7,000円を支給した実績がございまして、

危険手当を支給している理由といたしましては、先ほども消防長のほうから申し上げましたけれども、本市の消防職員の給料表は市職員と同じ行政職の給料表を適用してございます。初任給につきましては、一般行政職の短大卒の給料ベースでございまして、しかしながら、消防職の特殊性として常に危険を伴う職種であること、また交代制勤務の24時間拘束、災害の対応への精神的苦痛に対しまして、この特殊性を給与で考慮することができないことから、特殊勤務手当として支給している次第でございまして、

また、特殊勤務手当で支給する理由としては、後段でまた各種手当をご説明いたしますが、危険を伴う特殊業務といたしまして、はしご車による消火・救助作業、また水難事故での救助活動、毒劇物、化学物質、放射性物質などの漏えい事故に対する作業、広範囲にわたる林野火災、また台風等による水害に対する水防活動、大規模災害における緊急消防援助隊、また国際消防救助隊の派遣等及び交通量の多い幹線道路での自動車専用道路、列車軌道敷内での救助活動がございまして、二次災害の危険等もございまして、危険手当として支給しているものでございまして、

また、支給対象は消防職員、管理職を除く一般職員すべてである理由につきましては、支給対象者が消防局に勤務する職員、日勤者も含めて支給してございますけれども、日勤者につきましても、ふだんは通常業務について一般事務を、消防業務を行っておりますけれども、これらの職員も含めて、すべての職員が災害現場等の危険業務に従事する場合がございますので、支給しているとしております。

危険手当については以上でございます。

○森委員長 続けてほかの手当も説明してください。

○樫原総務課長 次に、消防技術手当についてご説明させていただきます。

対象職員につきましては、消防自動車及び救急車を運転する職員で、消防長が選定した職員となっております。基準での支給対象者につきましては、交代制勤務職員で災害現場に出動する消防職員で主任級以下の職員を支給対象としてございます。その内訳といたしまして、1級機関員といたしまして大型自動車、中型自動車免許を有する職員、これにつきましては該当職員、現在70名でございます。2級機関員といたしまして、中型自動車、8トン限定の車両でございます。及び普通自動車運転免許を有する職員。この該当者が112名該当でございます。

支給基準といたしましては、1級機関員1勤務当たり150円でございます。それと2級機関員1勤務100円でございます。これにつきましては、勤務時間が4時間以上16時間未満は60%の支給とさせていただきます。また、4時間未満については支給はしておりません。

その特殊性でございますけれども、消防自動車の機関員は運転することだけが業務ではございません。例えばはしご車の塔操作や救助工作車のクレーン、照明器具等の操作、消防ポンプ自動車の放水作業、その他消防車両に積載している資機材の関係の取り扱いの業務がございます。それと、緊急出動の要請がかかりましたら速やかに現場のほうに急行しなければならないため、緊急出動する上で交通事故防止や隊員の安全を考慮した運転はストレスがかかる業務でございます。年間1万6,000件の救急出動等がございます。1日平均43回の出動で、出動の多い消防署では年間2,800件の出動で、1日平均7.6回の出動がございます。

続きまして、救助手当に移らせていただきます。

対象職員といたしましては、救助作業または救助訓練に従事した消防吏員でございます。主な支給対象者といたしまして、高度救助隊、特別救助隊の職員で、小隊長以下、これ

は係長級、主任級クラス以下の救助隊員でございます。それと、消防の職員で救助小隊に配属している小隊長以下の職員でございます。

支給基準といたしましては、1勤務当たり150円でございます。勤務する時間が4時間以上16時間未満の場合は60円、4時間未満の場合は支給はしてございません。平成23年度支給実績といたしましては122万円当たりの支給額となっております。

その特殊性でございますけれども、高度救助隊、特別救助隊は消防学校等が実施する教育を受け、救助活動に必要な専門的な知識と技術を有する職員を充ててございます。資機材につきましては、画像探査機、熱画像、夜間監視装置など、高度救助に必要な資機材が装備されているものでございます。救助隊は人命救助に必要な資機材、約45種類ほどの救命器具を使用することから、専門器具を取り扱うために高度な技術等が必要となっております。さまざまな救助環境に対応するため、日々訓練を行う必要がございますことから、高所や足場の不安定な場所での訓練を日常的に行っておりまして、訓練にあっても危険度が高い業務でございます。

続きまして、救急手当に移らせていただきます。

支給対象職員といたしましては、救急業務に従事した消防吏員、救急救命士、救急業務に従事した消防吏員でございます。基準での支給対象者は、救急救命士が救急業務で傷病程度が中等症以上の傷病者を搬送した場合は510円を、軽傷の場合は100円を支給してございます。現在、救急救命士は46名、一般の救急隊員は164名でございます。

それと、平成23年度の活動実績といたしましては、出動件数1万5,826件、搬送人員1万4,481名となっております。23年度の支給実績でございますけれども、救急救命士につきましては507万1,000円、消防吏員については、一般救急隊員でございますが、386万8,000円の支給となっております。

その特殊性と必要性でございますけれども、救急救命士は救急隊として5年以上、また2,000時間以上の実務経験を有するもので、約7カ月間の救急教育を受け、さらに国家試験を合格しなければなりません。

その業務内容につきましては、特定行為といたしまして、医師の指示のもと、気管挿管による気道確保、薬剤投与、リングルの確保等、高度な技術や知識が必要で、この行為につきましては医師会等で一緒に研修を受け、強化され、技術の向上に努めなければならない、非常に高度で困難な業務でございます。

それと、救急隊は消防車がいる場所に接触しなければ活動できないので、例えば交通量



の多い自動車専用や電車の軌道敷内での交通事故現場の活動は、時として救急隊員が生命の危険に及ぶ二次災害の被害に遭う危険性がございます。また、傷病者の血液や体液、吐瀉物によるB型肝炎やH I Vなどのウイルス感染等の危険がございます。それと、救急隊員は現場におきましてはエレベーターのない団地の高層階や、また山林内、狭隘な場所から担架を使用し傷病者を搬送することから、腰痛を訴える職員が多く、腰痛による公務災害も発生している状況で、著しく不健康な業務でございます。また、救急事案によりましては傷害事件や飲酒による疾患、また精神疾患等で救急事案関係者から暴行を受けるようなケースがございまして、非常に精神的にも危険な業務でございます。

続きまして、水火災出動手当に移らせていただきます。

対象職員といたしましては、水火災現場に出動した消防吏員でございます。

主な業務内容といたしましては、火災または台風等による水防現場への出動、災害による人命救助現場への出動、危険物の漏えい等の警戒のために現場へ出動する場合、その他災害全般を防御するための出動でございます。

支給基準といたしましては、1回の出動につき150円を支給してございます。平成23年度の支給額といたしましては81万3,000円の支給をいたしております。平成23年中の災害件数といたしましては、火災件数107件、救助件数109件、水防活動といたしまして8件の計224件の災害件数でございます。

続きまして、消防調査手当に移らせていただきます。

対象職員といたしましては、火災原因調査に従事した消防吏員でございます。

支給基準といたしましては、1件につき100円を支給してございます。平成23年度支給実績といたしましては、支給額9万8,000円余りを支給しております。

その業務の特殊性でございますけれども、火災原因調査のほとんどが火災の後の倒壊する可能性のある不安定な建物内で拡大状況を検分したり、焼失物や瓦礫を手作業で取り除き、出火箇所、出火原因、損害状況を調査する危険作業でございます。火災によりましては、焼死体を記録・調査するなど、精神的にストレスを伴う作業でございます。

続きまして、消防夜間業務手当でございますけれども、対象職員といたしましては夜間に通信業務、受け付け業務等に従事した職員でございます。

交替制勤務職員といたしましては、先ほどあったとおり、296名が隔日勤務をしてございます。主な支給対象者は、深夜22時から翌5時までの時間に通信・受け付け業務に従事した職員でございます。

通信・受け付け業務といたしましては、各消防署の職員につきましては119番通報の受信、火災、救急等の出動並びに出動隊の無線統制業務を主に行っております。また、各消防分署の職員につきましては、夜間の受け付け業務を行いまして、出動指令に伴う事前準備、通信担当として交替で従事しております。

支給基準といたしましては、1勤務当たり300円の支給となっております。

その特殊性でございますけれども、交替制勤務職員は8時30分から翌8時30分までが正規の勤務時間であり、24時間職場に拘束された上、15時間30分の勤務時間を割り振っております。休憩時間でありましても出動命令があればすぐに即応しなければなりませんので、職場を離れることができず、休憩時間の自由は不可能でございます。また、他の休憩時間、睡眠時間といたしまして、6時間30分としてございますけれども、通報等の受信業務の多忙により、この時間の確保もままならず、緊急出動や災害出動の命令があれば直ちに出動しなければならないという、健康的にも影響が多い特殊な勤務体制となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森委員長 そうしたら、続きましてそれを受けまして今回消防局のほうから出されております特殊勤務手当の見直し案について説明いただきますでしょうか。

○中村総務課主幹 見直し案について、A4横向きの資料をお配りさせていただいていると思います。

現状としましては、左の欄で1番から7番までが現状の手当でございます。1番の消防技術手当につきましては、ほかの手当と統合という形で考えております。それと、7番の救助手当につきましては、現在の支給基準が1勤務ということでございますので、廃止という形で考えております。

それで右側のほうへいきまして、消防活動手当というのを一人一人のくくりの中で、水火災手当と、あと救急活動手当と火災に係る調査業務の手当を1つのものに統合しまして、消防活動手当という形で考えております。それと、現行の消防夜間業務手当と危険手当を見直ししまして、消防業務手当という形で通信業務関係の手当、あと危険業務全般に係る手当という形で統合するような形で考えております。

まずは、これまで1勤務すれば手当が支給されておりました手当とか、あと夜間手当とかの部分に関して見直しを行いまして、1回実績に応じた手当という形を考えてございます。まずは火災等の災害活動手当、これも1回という実績で考えておるんですけども、

現状のところ火災手当、150円という金額でございます。それを金額の面で増額という形をお願いしたいと考えております。

次に、救急手当ですけれども、これも現在一般の救急隊にありましたら100円、救命士でありましたら軽症までは100円、中等症以上は510円という形で支給をしておるんですけれども、これを一般の救急の場合は200円、救命士については510円というような形で考えております。

次に、火災手当ですけれども、これも現状1回100円というところを200円という形で増額をしております。これが消防活動手当でございます。

次に消防業務手当でございますけれども、これは通信業務ということで、今、夜間業務手当という形になっているんですけれども、これを夜間の事務に対しての手当としまして、2時間30分以上の勤務であれば500円、2時間30分未満であれば300円というような形で、手当の増額というんですか、時間的な勤務等も含めて見直しを考えているところでございます。

次に、危険業務手当ですけれども、これは現状の危険手当の部分がある程度一定の基準といたしますか、項目を設けまして、特殊な業務に従事した職員に支給するという形で考えております。特殊な業務というのはどのような業務かと申しますと、表の1番から5番というような形で、まず潜水業務の手当であるとか、あと毒劇物等、今言われております化学物質の処理であるとか、そういった特別な業務。あとは高所で作業する場合の業務手当であるとか、あと現状は奈良市に対応を設置してあります国際緊急援助隊に係る手当でありますとか、あとは緊急消防援助隊、その辺の活動に係る手当の部分で、新たな手当という形じゃないんですけれども、特別な業務に従事したという形で支給をお願いしたいと考えてございます。

見直しについては以上でございます。

○森委員長 どうもありがとうございました。ただいま消防局のほうから消防業務の特殊性と申しますか、置かれている状況の全体説明があり、また現行の特殊勤務手当についての説明をしていただいた後、最後に消防局から出されている特殊勤務手当の見直し案についてご説明いただきました。これらにつきまして一括して審議していきたいというふうに思いますので、どの部分でも構いませんので、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

○松山委員 すみません、それではお尋ねしたいと思います。

あちこち飛んで申しわけないんですけれども、消防夜間業務手当というのがあるんですが、夜間勤務の業務手当、シートの25番ですけれども、1回300円と書いていますけれども、いわゆる通常の夜間勤務手当というのは別途支給されているのでしょうかということですので、いかがですか。

○中村総務課主幹 100分の25の夜間勤務手当ということで、それも支給されております。

○松山委員 わかりました。支給されているということですね。

それから、見直し案では救助手当は廃止ということですが、この見直し案の一番上にある消防技術手当。消防技術手当というのは評価シートの20番のやつで、特殊自動車ですか、消防自動車だとか救急自動車を運転する職員で消防長が選定した職員ということで、これは右のほうにそれにかわるようなものがないように見受けられるんですけれども、消防技術手当というのはどういう見直しですか。

○中村総務課主幹 見直し案の説明のところで十分な説明ができていませんでしたけれども、現状、消防技術手当というのは1級機関員が150円、これ1勤務が対象でございます。2級の機関員は100円、これも1勤務でございます。1勤務という支給の方法がまず問題はないか、見直しにかかわるのではないかとということで、各火災、救急なり救助なりに出動した手当なんですけれども、出動した隊員で機関員に担当すれば支給額を若干上乘せという形なんですけれども、若干手当の分で区分をするという形です。

火災等災害活動のところを見ていただきたいんですけれども、①で機関業務に従事した職員というのが500円を超えない範囲で支給ということになってございます。②のほうでは①以外の職員が300円ということになってございます。要はその200円分の差が機関員の手当に当たるというふうに考えてございます。

あと、救急でございますけれども、救急活動手当の③で①及び②に掲げる職員以外というところで200円になっているんですけれども、②の機関業務に従事した職員は250円という形で、機関業務に相当する分が50円という考え方をしていただいたらよろしいかと思えます。よろしいでしょうか。

○松山委員 まあいいですけれども、ちょっとよくわかりにくいんですけれども、要は消防技術手当、今残っているということですね。言葉はなくなっているけれども、今ご説明された中に入っているということですね。

○中村総務課主幹 入ってございます。支給基準が1勤務を1回に変更したということと、支給額の見直しを図ったということでございます。

○松山委員 もう一つだけ。

○森委員長 どうぞ。

○松山委員 危険手当についてお尋ねします。

現状は日額150円ということで、年間1,900万ほどの支給総計がありますけれども、年間5万7,000円ぐらいの人が多いんですか。大体幾らぐらいの人が。1人あたりに、年間大体5万円ぐらいになるんですか。ということですね。5万円を250円で割ると200日ですね。200日掛ける250円で5万円ですから。だから出勤日数が基本的に二百四、五十日かなと思いますけれども、ほぼ毎日支給対象になっているということによろしいですね。それだけのことが毎日のように、全員の方がこういう消防だとかいろんなことにかかわってらっしゃるといふか、これらの出勤。こういう仕事をするからこそ250円がついているということですか、危険手当というのは。ほぼ毎日あるようなんですけれども。

○中村総務課主幹 そうです。危険手当につきましては管理職を除く職員数338名に対して日額で支給しておりますので、月額に直しますと大体4,750円、年間5万7,000円という形で、業務内容を私どもで説明をしたと思うんですけれども、毎日消防本部で勤務する職員につきましても、さまざまな業務で現場活動にも従事しておりますし、そういうところで支給をしているものでございます。

○松山委員 見直し案のところでは危険業務ということで、具体的に潜水だとか毒物、高所、その他の具体的に掲げられて、見直し案ができておりますが、見直し案に書かれているようなものに限っての危険手当にすると、今の現状からいくとこれはどのぐらいになるんですか。金額ベースで1,900万ですが、見直し案で書かれている危険手当が具体的に潜水、毒物、高所等と書かれておりますが、それに限った場合どのぐらいの金額にといふか、どのぐらい減少するのでしょうか。

○中村総務課主幹 見直し案に書いています1番から5番までの危険業務の項目に該当するという部分はほとんどございません。まずあるとすれば、高所作業の部分ではかなりの金額が出てくるようには思うんですけれども、ほかについては本当に特殊な災害でございますので、実績的な数字は用意していませんけれども、恐らく1割程度になるんじゃないかなというふうに思います。

○森委員長 よろしいですか。

○楠委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、見直し案の前の現状の制度についてお聞きしたいんですが、危険手当というものと、あと水火災出勤手当というものがございま

すね。危険手当を読むといろいろ書いてあるんですけども、火災現場における消火・救助・救急活動、さらに火災現場での活動に限らず、日々行っている訓練等も入るということになっています。もう一方の水火災出動手当、これは実際現場に行ったときの手当だと思うんですが、そうすると現場に行かれた方というのは、もともとの危険手当というものに加えて、実際に行ったことに対しての手当がつくということによろしいですか。2つつくということなんですか。危険手当と水火災の手当という理解でよろしいんですか。

○中村総務課主幹 そうでございます。

○楠委員 実際ももとの危険手当の中にも消火の話が入っていて、水火災出動手当の中にも消火の話が入っているので。そうすると、どちらかというところと日々の訓練というか、日々の何ていうんでしょうね、準備というところに危険手当というもののウエートがあって、実際に行かれたときというのは水火災出動手当なり今の救助手当なり、実際に行ったことに対する手当、そういうふうな位置づけに理解してよろしいんでしょうか。

○中村総務課主幹 はい。

○楠委員 そうしますと、それをいろいろ変えて整理しましょうということで見直し案が出てくると思うんですが、今、松山先生のおっしゃることに関連して言うと、実際に日々の訓練があるわけですね。日々の訓練で毎日ついている。それがいいかどうかはまた別にして、毎日ついているという手当が、それも危険手当というふうに言っていたわけですよ、日々の訓練も含めて。というものが見直し案の中にどういうふうにもビルトインされているのかということについて、ちょっとお聞かせ願いますか。出動手当に関しては実際にどこかにあると思うんですけども、日々の訓練というのはないように思える。つまり、実際に出動されたことを除いた部分に関して、何か新しいものに反映されていくのかということなんですか。

○中村総務課主幹 特に反映する部分はないんですけども、まず水火災出動手当というのは実際の災害に出動した実績手当でございます。従来の危険手当の区分につきましては、そのほかに、先ほど申し上げましたように、特殊な潜水作業であるとか、高所作業であるとか、従来手当の部分で補完しなければいけないという部分を、全体的に危険性という形でとらえて日額で支給しておったんですけども、今回の見直しの部分に関してはその部分は含まれておりません。訓練につきまして、例えば手当を出すとか、そういうようなもの見直し案ではございません。

○楠委員 私も額の面に関して書いたんですけども、実際に訓練等を行われて、毎日行

っていると思うんですけれども、それでもうほぼ毎日250円ずつつけているということが現状なんですね。その部分が実際の出動とか実際の危険なものに直面したときのための手当というふうになると、相当額が減るような気がするんですけれども、そういうふうな理解でよろしいんですか。

○中村総務課主幹 ご想像のとおり、額のほうは、支給額のほうは減ると思います。ただ、そのとおり増額という形で見直し案の金額を希望しているところでございます。

○楠委員 すなわち、日々のものについてつけるのではなくて、実際に出動して危険に直面したときに多めにという理解なんですね。わかりました。

○松山委員 今の危険手当ですけれども、まずは危険手当というのは何となくというか、感覚的にはこういうお仕事をされている以上、いろんな危険が目の前にあるということは私も理解できます。その点は非常に理解できるんですけれども、まあどんなお仕事でもいろんな危険があるんですよ。

だから、消防活動は確かにだれが見ても危険な部分もあるだろうとはお思いになるでしょうけれども、それ以外にもいろいろあって、消防活動というのはそもそもそういう消防活動であるからこそ危険、危険であるからこそ当然訓練をする、そして身の回りの安全のための機器も当然装備するといったことで、危険をできるだけ回避しようとされているはずなんですね。

そういう中で、本当に危険であれば、見直し案でもそうですけれども、それなりの危険がもし現実問題あるとすれば、この250円なり300円なりというのは非常に低い金額だなと思いますね。もっといただいてもいいのかなと思います。別にお金のためにそういう危険を冒す冒さないは関係ないですけれども、このくらいの金額で非常に大きな危険が、著しく危険なものに携わるということに対しては、対価としては相当でないかと思います。そういう意味で、非常に限定した危険ということは対象としてはあり得るかもしれませんが、一般的には日常業務の中の一つだろうなど、その辺思います。

それで話は変わりますけれども、東日本大震災のときに消防署から行かれたんですよ。それは余り関係ないかもしれませんが、何か手当は出たんですか。

○徳岡消防長 我々の消防の中での手当どうのこうのという以前に、まずこれは緊急消防活動というものは国のほうの経費の中で全部補っていただけると。燃料にしろ、あらゆる手当につきましては国のほうで見ていただけるところで、大きなところについても出費はございません。

○松山委員 わかりました。奈良市の財政からは出ていないけれども、実際に行かれた方については国のほうから一定の手当があったということですね。

もう一つは救急救命士のことですが、これは救急手当の中にあるんですね。救急手当の救急救命士の資格を有する人が46名で、資格がない人もいらっしゃるようですが、救急救命士の資格を取るのには、救急救命士の資格を持ってこられた方が奈良市の消防局に入ってこられるんですか。それとも消防局に入ってから救急救命士の資格を取ることなんですか。

○中村総務課主幹 救急救命士につきましては、消防学校から職場に戻りまして、現在の職員が新たに救急救命士養成課程の研修所で受講いたしまして、6カ月間の研修期間でございますけれども、研修を終えた後、国家試験を受験して救命士の資格を取ってございます。

○松山委員 確認しますが、奈良市の消防署に入ってから、一定の基準があるんでしょうけれども、そういう消防学校へ行って、6カ月の研修を受けて、試験を受けて救急救命士になると。その費用はだれが負担するんですか。個人が負担するんですか。

○中村総務課主幹 すべて公費負担でございます。

○松山委員 わかりました。

○森委員長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○楠委員 やはりというか、消防も警察もそうなんでしょうけれども、非常に高度の危険なものを扱う。実際の犯罪なんか、それとも災害、あるいは火災なんかで違いがあると思うんですが、非常に危険なものに直面するというのは一般論としてはわかるんですね。具体的に例えば火災現場に行かれて、どんなに安全管理をしたとしても、例えばけがをすとか、やけどをすとか、ひどい場合には、死亡ということはないと思いますけれども、死亡するとかいうリスクというのがあるんですが、具体的にどのくらいの件数の、例えばけがとかやけどとかというのは職員さんあるんでしょうか。

○中村総務課主幹 私、資料を持ってきていまして、平成22年中の消防白書で謳われておりますのが、火災事案といたしまして、消防職員として死者は1名、負傷者が246名。風水害等の災害に対しましては死者はございませんが、負傷者17名。救急に際しましての負傷者は274人、訓練等によりまして死亡者が1名、負傷者が392名と、全体で言いましたら22年度中は職員が8名亡くなってございます。それと負傷者につきましては1,302名の負傷者がございます。幸いにして、奈良市消防局では本年中1件の火災事案に際しまして1名



高所から、屋根からの転落で1件発生しているところがございます。

○松山委員 これは奈良市の分。

○楠委員 今の最後は奈良市ですね。

○森委員長 最後だけ奈良市。

○松山委員 最後は奈良市ですね。200名とかおっしゃった、それは全国の消防白書の話ですね。

今の数字を聞いていますと、奈良市としてはそういう事故が少ないようで、非常に結構なことだと思いますけれども、それはそれだけの訓練をし、それだけの機器を整備している。もちろん本人の注意力もあるでしょうしということ。それは例えば5年前、10年前に比べればそういう件数は減っているということによろしいですか。

○中村総務課主幹 ご指摘のとおりでございます。

○森委員長 いかがでしょうか。ちょっと教えてほしいんですが、機関業務という言葉が出てくるんですけれども、これはどういう意味なんですか。機関業務に従事するという言葉が出てくるんですけれども。一般的にはなかなかわかりにくい言葉、ちょっとご説明していただきたいんですけれども。

○中村総務課主幹 簡単に申しましたら、緊急業務をする場合の運転業務がまず一つございます。次に運転業務なんですけれども、免許区分が今のところ大型、中型、普通車というふうに分かれました。当然、消防車の中にも車両の大きさがございますので、まず大型の機関員というものは、例えばはしご車だとか大型の救助工作車という車両に乗車します。中型になりますと、消防ポンプ車でありますとか水槽付きの消防車というような運転できる車両でございます。最後に、普通車になりますと救急車、あとは指揮隊の車でありますとか、そういう車の運転業務です。

そのほかに運転だけじゃなしに、水を出すための業務に携わります。あと積載器具の、先ほども説明したんですけれども、照明でありますとか、クレーンのついている車ありますとか、そういうすべての積載器具の取り扱いを担当するというところでございます。

○森委員長 わかりました。はい、どうぞ。

○松山委員 消防調査手当というものをお尋ねしますけれども、24番の評価シートにありますけれども、この消防調査手当がなぜ特殊勤務手当になるのかがちょっとよくわからないんですけれども、困難だとか危険とか不快とかにチェックマークがついていますが、これは警察と一緒に調査をするのが通常ですね。この仕事が危険だとか不快だ

とか、もちろん著しくという用語がついていますがけれども、これよくわからないんですけども、何か。まあストレスとも書いていますがけれども。

○中村総務課主幹 まず、建物が火災になった場合の様子を想像していただいたらいいと思うんですけども、まずは燃え落ちた後ですので、原因を特定するのに、例えば倒壊をするおそれのある場所でやらなければいけない。それとか高所で作業をしなければいけない。その上、例えば中の収容物であるとか、そういうものを、崩れ落ちているものですから、一つずつ取り除いてまずは掘り起こしていくんですけども、その原因出火箇所を特定していく。その後、要は発火した原因を調べていくということで、作業的にはかなり時間を要しますし、体力的なものも必要であるし、いろんな燃え状況とかを検分する知識も必要でございます。

先ほどおっしゃいましたストレスの部分なんですけれども、去年9件の死者が発生しております。当然その検分も警察とともにしているわけなんですけれども、死者であるとか負傷者の、そのあたりを記録するなりしなければいけない。悲惨な状況を目の当たりにするわけですから、これはかなり精神的にもストレスがかかって、ある意味不健康な業務ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松山委員 わかりました。ただ、危険というようなことがよく言われるんですけども、もちろん火災が起きた後は崩れやすいかもしれませんね。確かにわかります。しかし、そういう中で、そういう危険な場所へあえて行かれることないんでしょう。危ないなと思ったら、そこへ行くほうが危ない。そんなことまで冒してやるということが。ただ、その辺危険がないように対処した上で調査へ行かれると、私はそう思うんですけども、いかがでしょうか。

○徳岡消防長 我々も過去、若いころに火災調査の専従員ということで、いろんな現場を見せてもらいに行きました。そのときに建物全体がつぶれていたら、上の心配は何も必要ないんですけども、部分的に壁が残っている、柱が残っている。その上にかわらが何枚か残っているとかがいう場面があります。そのときにはできるだけ危険なものをどけて、上でかわらがぶらぶらしているところがあり、その下で作業をしないといけないというときには、それをどけるように、除去するように指示をした上でやるんですけども、たまたま風でそれがぱらぱらと落ちてくるとか、かわらが落ちてくるとか、そういう危険も当然ありますので。実際にうつむいて収容物を除去するときだけ、それを取り除くだけの作業

をしている者と、それから全体的には危険をちゃんと配慮できるように確認する者と手分けして仕事ができればいいんですけれども、それができない場面もあるという、そういう危険な中での作業であるという認識でやらせてもらっていました。

あとはどこでもそうですけれども、暑い夏もあれば寒い冬の中、雨の中、そういう時間をいわずに調査をしていかなきゃならないという部分もございます。建物の中にはいろんな残渣物があります。当然食器棚が倒れていたら、食器棚のガラスは全部壊れている。その上を踏みながら、それを一個一個手でよけながら配慮して場所を検分しているという作業にもなっていくますので、それぞれの調査員の意識が目の前のものに行ってる間はなかなかそれ以外のところまで目がいかない。もちろん、中にはけがしたということも、今までに奈良市消防の中ではなかったですけれども、指先を切ったとか、長靴の中をガラスが抜けてきて足を切ったとか、そういうところは当然ちょこちょこ起こりましたし、私自身もけがしたことはございます。それを公務災害とも何とも言わず、これは仕方がないなというところで流してはいたんですけれども、そういうことはちょこちょこ発生している。それが破傷風などの病気になるのかどうかというところはクエスチョンマークが残るわけですが、そのような危険とは常に隣り合わせの中で作業を進めているという状況はご理解いただきたいと考えます。

○森委員長 ちょっと私からお聞きしたいんですけれども、先ほど楠委員の質問の中で、水火災出動手当と危険手当の関係というんですか、重複に関する質問がありましたけれども、水火災出動手当と救急手当についてもそういう重複というのはあるんでしょうか。シートの中では救急と救助を分けておられるようにも見えるんですけれども、一般的にはそんなにきれいに分けられるような業務じゃないんじゃないかなという気がするんですね。それを行った場合、これも重複して出ているような印象があるんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。今回の見直し案でもその重複案を前提に置いた上で案をつくられているのかどうか。そこについてちょっとお伺いしたいんですけれども。

○中村総務課主幹 委員長のご質問では、見直し案のほうで重複になっているんじゃないか。現行の部分でも重複しているのではないかということでしょうか。

○森委員長 そうですね、そういうことです。

○中村総務課主幹 水火災出動の実績に関しましては、現行につきましては、重複というような意味合いにもとられるところはあると思います。それで、見直し案のほうなんですけれども、これも例えば、救助活動に行きました。それで潜水作業という、潜水器具を使

っての活動であれば、これは重複にならないと考えております。

○森委員長 それは今回の危険業務というふうになるということですね。

○中村総務課主幹 そうです。例えば毒劇物でありましても、これ火災という出動の指令が入るなり何らかの出動が入るんですけれども、これはあくまでも毒劇物であるとか、特異な物質の処理というような形ですので、重複というような意味合いでは考えてございません。

○森委員長 ちょっと私の質問、今回の見直しでいうところの火災と災害活動と救急活動のところなんですけれども、例えば災害、火災現場へ行ったら。行ったら、そこで人命救助を当然するわけですね。これが現行の水火災出動手当に入っているわけですよ。そこでけがをしている人がいましたと。負傷している人がいましたと。その方に対して応急処置をしますと。具体的なあれがちょっとわからないんですけれども、重症化しないような応急処置をしましたと。それは現行でいうと救急手当に入っているように思うんですね。これは作業としては一連のように見えるんですけれども、手当としてはわかりにくいように見えるんですよ。だからそれはこれまで重複していたのかどうかということをお聞きしたいのが1点と、それは今回、見直し案として出されたものの中でも同じような形になっているかどうかということをお伺いしたいんです。

○中村総務課主幹 現行のところなんですけれども、まずは救急出動なんですけれども、これは火災が起きた場合の救急隊への出動なんで、これは救急手当という形でございます。

火災の場合でしたら、これは火災の指令ということなので、消防隊も救命隊も含めて火災出動の手当と。

出動のときに救助の要請がありましたら、これは救助隊が出動するので、救助手当という形でございます。まず事案が救助なのか、火災なのか、救急なのかという分類の中で手当を支給しておりますので、両方重複しての支給ということはありません。

○森委員長 別のものとしてクリアに分けることができるという判断をされているということですね。

○中村総務課主幹 そうです。

○松山委員 もう一つだけ。

○森委員長 はい、どうぞ。

○松山委員 この消防局のほうで働いてらっしゃる方が仕事の上でいろんな著しく危険だとか、また不快な思いをしたり、不健康な部分もあるようなことが書いてあるんですが、

もちろんそういうことが除去されていかなければならないと。そういう中で皆さん方がお仕事されている中で、そういう危険等を除去するとか軽減する、著しく軽減させるために、いろんな施策が既に行われていると思います。いろんな安全対策等々が。しかし、それでもなお奈良市の場合、足らないと。こういうことをしてもらわないと我々の危険のリスクはまだまだあるんだと。こういうことさえしてくれれば、相当に危険だとか不快だとか不健康なことが大分低減できると、相当に低減できるということが今現在何かあるんでしょうかということについてお尋ねします。

○中村総務課主幹 まず、充実させたところで装備の部分なんですけれども、先ほど消防職員会の中のお話でもあったんですけれども、いろんな職員から提案をもらいまして、それを改善していく方向で今のところ経過しております。

まず、防火服なんですけれども、以前は上半身だけを使用しておったんですけれども、どうしても下半身を守れない部分でありまして、その防火服の上下支給を導入して、消防隊がより安全に活動できるようにしました。あと、ヘルメット関係もそれに合った安全性のあるもの、長靴も変えたというような、装備関係を充実させていきました。

それと職員の安全面なんですけれども、緊急状況下での活動ですので、いろんな危険というのが潜んでおるところでございます。それをある程度職員に周知するために、危険予知訓練でありますとか、あるAとかCとか事例等とかをして、どこに危険が潜んでいるかというような消防職員専用の研修会とかも実行するようにしまして、ある程度危険予知ができる研修業務を行ってございます。よろしいでしょうか。

○松山委員 はい。ということは、今、奈良市のほうにこういう装置をやらしてもらわないと困るとか、他市は大概そろっているんだけど奈良市はそろっていないのか、そういうものが何かあるんでしょうかということ。つまり想定できる、想定範囲内の危険だとか、いろんなリスクがありますよね。それを除去するために、低減するためのいろんなツールがあるかどうか、機器があるとか、それからそういうようなものがそれ相応にそろっているんでしょうか、それとも足らないものがあって、まだ不十分な部分もあるとおっしゃりたいのか。その辺いかがでしょうか。

○中村総務課主幹 まず全般的に考えましたら、個々で装備を充実させるというのはまだ十分なところはないかもわからないんですけれども、まずは全体的に考えますと消防職員の高齢化でございます、今、器具でありますとか、装備でありますとか、そういう部分がある程度軽量化になってきてございます。その部分におきましては、もっと隊員が使いや

すく、高齢化に向けての活動ができるようなところは整備していかないといけないかなというふうには考えてございます。

○森委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと確認なんですけれども、さっきの話の続きなんですけど、消防局による災害現場というのは火災現場であったり水害の現場のことで、救急現場というのはイメージとしては事故の現場ということなんですか。どういう区分をされているんですか。火災の現場とかは救急現場とは言わないんですか。

○徳岡消防長 例えば委員長さんが見ていただいている見直し案のほうをご覧になれますでしょうか。その中で火災等災害活動、その中には水火災・救助等となっています。それから、その欄の下のほうに救急活動となっております。ここでは救急現場に、というようになっています。

まず、上のほうの火災等災害活動というところの水火災救助等の災害現場というのは、赤い車であったりと、そこら辺で活動する救助隊の車であったりとか消防車であったり、そういった活動をする場面を想像してください。救急活動というところは、どこまでいっても救急隊が活動する救急の現場。この救急の現場というのは一般のおうちの中でおなか痛いとか、頭が痛いとか、そういう現場も含めまして救急の現場。当然その救急の現場というものは道路上であるかもわかりませんし、奈良公園の中にあるかもわかりません。屋外の場合も当然あると思います。救急隊が活動する現場と、そのように解釈していただければいいかと思います。

これは当然、その救急の現場というのは火災の現場の中でそういう救急活動を要する場面もあるかもわかりませんが、救急隊の活動に対する一つの手当があるということ。そのようにお考えいただいたらいいと思うんですが。

○森委員長 救急隊というのは当然消防職員の方ですよ。

○徳岡消防長 そうです。

○森委員長 その救急隊の方が災害現場へ行かれたとしますね。それがここでいう火災等災害活動に従事したということになるわけですよ。

○徳岡消防長 それはなりません。

○森委員長 ならないんですか。

○徳岡消防長 はい。救急隊はあくまでも救急隊としての活動。

○森委員長 なるほど、わかりました。ほかいかがでしょうか。

○松山委員 今日、消防局のほうが特殊勤務手当の見直し案ということで持ってきていただいたんですけども、これも私もご説明いただいたんですが、従来がこうですよというのがあって、この機会にやっぱりちょっと見直ししてみようというようなことをお考えになったのかもしれませんが、こういうふうに統合したりして、新しい案ということではできているんですけども、よく考えたら何が違うのかなど。どのように、つまり基本的な考え方がどういうふうになって、だから新しい見直し案ができていくという、その辺がちょっとわからないですね。何か整理したり統合したりしてやっていて、どの辺が基本的なスタンスが見直し案になるのかなどという、もうちょっと教えてほしいなと思います。

○中村総務課主幹 まず、基本的な考え方としましては、1勤務で支給した手当につきましては、要は1勤務ですので、出勤があってもなくても手当を支給するという形でございます。その部分を出勤があればという手当に見直したというのが基本的でございます。実働に対する手当の支給というのが大きな体制の見直しでございます。

○森委員長 よろしいですか。

○楠委員 ちょっと細かい話になって申しわけないんですけども、先ほど委員長もおっしゃった救急と救助の違いなんですけれども、私の理解が間違えていたらそれで指摘していただきたいんですが、よく駅とかで人身事故が起こると消防車も救急車も両方来るんですよ。あれというのは要は救助と救急の要請が両方かかるという意味なんですか。だから、なぜ消防車が来るのかよくわからないところもあるんですが、これがどういう趣旨で来ているのかということ。

○中村総務課主幹 まず、119番で通報がございまして、それを受けて出勤するわけなんですけれども、交通事故ですと、例を挙げますと交通事故が起こりました、けが人がいますというような情報を受けるわけです。その中で、挟まれていますか、出られますかというような問いかけをします。その中で、車の中で挟まれているようでしたら、まずは救助という作業が必要なので、救急車と救助隊両方出勤します。先ほど委員がおっしゃったように列車事故、これはあくまでも通報の段階で、程度によれば、挟まれているとかなれば救助が必要だというのがあらかじめわかりますので、それは救急隊と救助隊を出します。それで火災危険があるような業務であれば消防隊も出勤させます。これはあくまでも救急出勤と火災の出勤と、あと救助の出勤というような形。事案によって隊を編制して出勤させる。項目としましては、救助出勤なのか救急出勤か、これは隊によってばらばらになります。

○楠委員 すなわち、もう事故とか病気になって、それこそ病院に送るということだけなのか、それともその現場で救出する必要があるのかということの違い。

○中村総務課主幹 そうです。

○楠委員 だから2つの要請が重なることはありうるという、そういう理解で。救助のほうは赤い車で来ると。

○徳岡消防長 すみません、少し補足させてほしいんですが、そのような救助事案の中での救急出動があった場合に、救助隊については救助に対する手当があります。救急隊に対して救助手当と救急隊の救急活動の手当というのが重複して支払われるかということは、一切それはありませんので、全く別物として手当は支給されるという認識のもとでございますので、よろしくをお願いします。

○楠委員 続いて、火災調査業務についてのどのくらいのストレスがあるというお話がありましたけれども、いわゆる見直し案の理解というのは、それにも程度の差があるだろうということで、実際の火災現場に行って消火活動をしたものと、その後に調査したものは、やはり程度が違うので、額の違いにも反映させるという理解なんでしょうね。500円と200円として。安過ぎるのがあるかもしれません。

○徳岡消防長 火災の調査を担当する職員というのは、現状は最初に消火活動をしてくれた管轄の部隊、それが翌日残って。例えば晩に火災がありましたよと。放水活動をしました。水火災の活動をしましたと。翌日に警察とともに現場検証をしなければならないということで、対応する場合には、そのときに最初に活動してくれた管轄の部隊が残って調査をすると。

なぜそうするかというのは、労務管理上、本来であれば家へ帰ってもらわなあかんところなんですけれども、火災の初期の段階の情報を一番つかんでいるのは管轄の消防署の職員です。自分らが一番早く駆けつけるときに、炎がどこから出てきたのかというところ辺りも調査の最初の段階での必要な部分でありますので、そのような形で調査については調査の担当として残っていただくという形になります。

○松山委員 すみません、確認したいんですけれども、先ほどの見直し案との関係ですけれども、消防夜間業務手当というのがありまして、それが今回通信等の夜間業務が2時間半以上だとか、それ未満だとかということが書かれていますが、これも従事した場合にこういう手当が出るということですよ、見直し案では。従来は毎日夜間勤務をすれば超勤、時間外と重なるように思いますけれども、300円ということですか。従来は夜間出勤さえ



しておれば毎回毎回これが出る。今度の新しい見直し案では、たまたま夜間に何の連絡もなく、災害出動もなく電話もたまたま夜間なかったといった場合は、新しい見直し案では何も出ないということなんですか。

○中村総務課主幹 消防職員の夜間の勤務時間というのは、夜22時から朝の5時までの間に2時間30分の勤務を割り振り、全員泊まりで残る割り振りでございます。2時間30分の勤務を割り振っておりますので、現況300円という手当を払っているんですけども、中には救急隊でありますとか、火事が起きたときに119番を受ける指令業務でありますとか、2時間半の勤務時間でおさまらない場合が出てきます。そういう場合がございますので、今回全員300円で支給したところを、2時間半を超えるところについては500円という形で増額をしていきたいというふうに考えてございます。

○松山委員 だから、夜間の勤務が2時間半以上になれば500円とか、それ以下であれば従来と同じ300円、そういう。基本的には従来と変わらないですね。

○中村総務課主幹 変わらないです。

○松山委員 わかりました。

○楠委員 今の関連なんですけれども、見直しの前のほうのシートで通信業務、受け付け業務等と書いてあるんですね。今回は通信業務等というふうになっているんですけれども、中身は同じという理解なんですか。通信業務、受け付け業務等の等に何が入るんでしょうか。

○中村総務課主幹 出動業務です。

○楠委員 出動業務が含まれるんですか。

○中村総務課主幹 災害出動です。

○森委員長 これ、先ほど最初のころに松山委員のほうから通常の夜間勤務手当にも出ているという話でしたよね。これを超えてつけることの意味というのをどういうふうにお考えになっているのかももう少し説明が欲しいんですけれども。なぜ通常の夜間勤務手当では不十分なのか。

○中村総務課主幹 十分、不十分という部分ではないんですけれども、まず夜間手当、夜間勤務命令の100分の125というのは、労働基準法的な部分で、深夜の業務の手当というふうに考えてございます。消防の特殊勤務手当の消防夜間業務手当と申しますのは、まずは24時間勤務している中で、当然夜間の勤務も生じてくる。その中に災害があれば仮眠時間であれば、仮眠時間につきましては6時間30分を割り当てているんですけれども、それが

十分にとれないところもあるというところで、まして2時間30分の勤務を割り振っている。そういう特殊性の部分の手当というふうに解釈をしておるところです。

○森委員長 通常の奈良市の職員の人々の夜間勤務手当というよりはるかに大変な状況だと。その分の手当として現在の消防夜間業務手当があるんだと。こういう理解ですか。

○中村総務課主幹 そういうふうに理解していただきたい。まず、勤務時間が2時間30分、必ず決まった時間に仕事をするという部分が消防の場合は確保できないものですから、まず休憩時間であっても仮眠時間であっても出勤があれば業務に従事しなければいけないんだという特殊性の部分と考えていただきたいのですが。

○楠委員 今みたいな説明、なぜ不健康なところにチェックしたのかがよくわかったんですけども、言い方としてはそういうふうな夜間業務自体のものというよりは、むしろ夜間業務をやっているときに不規則に仕事があるので、だから結局は夜間業務って普通の夜間業務ではなくて、極めて不健康な体制になりがちであるところを考慮してくださいという意味なんですよ。そうすると、見方としては夜間に業務しているときに特殊な仕事 came とかなったときに多くの手当を渡すと。例えば出勤機会が夜間にあった場合とか、仮眠中にあった場合とか、そういったときにこれ以上の手当を出すとか、そういった見方もできるんですけども、そういうものではなくて、夜間業務したことに対する手当だったという見方ですか。

○中村総務課主幹 そういう意味合いにとっていただいたらいいと思うんですけども、まずは夜間の睡眠時間が確保できないというのが、特にわかりやすく言うと救急隊でありますとか、夜中に2回ないし3回の出勤がありますと、勤務時間を休憩時間を繰り下げて替わりの時間を、本来寝ている時間なんですけれども、起きていきます。こんな勤務をやった後、時間を繰り下げて休憩をとりなさいといってもなかなかとれないところがございますので、そういうふうに理解いただければよろしいかと思えます。

○松山委員 最初に今日はこのペーパーで、消防職員の業務手当、特殊勤務手当ということで、団体交渉権のことをおっしゃいましたよね。団体交渉権がないから、そういう職員の職務の特殊性を考慮してもらって、一般職員にある特殊勤務手当以上の配慮をお願いしたいと書いていますけれども、よくわからないんですけれども、団体交渉権がないから団体交渉権の排除手当みたいなものなんですか、これは。その辺ちょっとなぜ、これが何で特殊勤務手当か、どう関係するのかがよくわからない。

○徳岡消防長 私自身が一番不安に思いましたのが、この席で各委員さんの検討をしてい

ただいた結果の中で、消防職員に対するあらゆる特殊勤務手当がもしゼロになってしまった場合に、我々はこれを拒絶、これから後の会議の場で市長さんをお願いしますということを言えばいいことかもわかりませんが、できることであれば皆さんの議論の中でも、我々の立場のところも理解していただいた上で、我々の手当というものをちょっとでも消防職員というところを見ていただいて、それが団結権、これはまた団体交渉権というところに結びつけるのはちょっと飛躍しているかもわかりませんが、たまたまつい最近そういうような議論が我々のところに、消防長会の中でもわざわざ朝日新聞の切り抜きを送ってきて、このようなことで消防長会としてこういう方向でいくぞということもありましたので、ついそういう形で現在消防が置かれている立場、消防署の背景というところで皆さん方にお知らせしたかった思いもあったというところでご理解ください。よろしく申し上げます。

○楠委員 消防長会の意見というのは、たて3の部分ですね。たて3のこの部分が消防長会の意見。

○徳岡消防長 そうです。

○楠委員 このたて4というのは別に消防長会だけじゃなくて、こういった意味を踏まえて特殊勤務手当の問題について皆さんがどう思われるかという話。

○徳岡消防長 そうです。

○楠委員 恐らく松山先生がおっしゃっているのは、今みたいな話は非常に大事な話なんだけれども、それが特殊勤務手当という具体的な制度とどう直接リンクするのかということだと思うんですね。つまり、いろんな条件が厳しい中で交渉権もない。そういった中で非常に過酷な作業、過酷かどうかという評価があると思うんですけれども、強いられている中で、何らかの意味で福利厚生も含めて、できる限り改善を求めたいというふうなご要望だと思うんですね。それが一つ、特殊勤務手当というものが今議論されているのであれば、その中でも何らかの対応という趣旨だと思うんですが、なかなか特殊勤務手当という制度の立てつけからして、通常業務との関係とか、通常そういった業務というものはビルトインされているんだというふうなものに関しては、なかなかつけにくいのが制度なんですね。

ですから何ていうんでしょう、こういう事情だから特殊勤務手当でこうだというのは、なかなかストレートにはつながってこない。ここまで言えるのは、そこから言えるのは、私、個人的には警察とか消防の方というのは過酷な作業だと思っていて、いろんな意味で

もう少し環境を良くすべきじゃないかとは個人的には思っているんですけども、特殊勤務手当というものでいろんなものをほうり込むというのは、なかなか本来だったらほうり込めないものをほうり込んでしまうと、他でもほうり込むことになるんですよ、いいんじゃないかという話になって。だからその部分は制度的には厳格にやっていって、そういったいろんな制約がある中で、できることというのは何だろうということをトータルで考えていく必要があるのかなとは個人的には思っているんです。

ただ、特殊勤務手当というところで通常業務にビルトインされている評価されるようなものを、ただいろいろと過酷だ、なんていう理由でどんどん入れてしまうというのはどうなのかというのは、恐らく松山先生が特殊勤務手当はどうされるんですかというのはそういう趣旨じゃないかと思う。違いますか。だと思います。

○徳岡消防長 ありがとうございます。

○森委員長 では、消防局のヒアリングについてはこれで終わりということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○徳岡消防長 ありがとうございます。

○森委員長 それでは、続きまして奨励手当。

○事務局 ちょっと準備が。

○森委員長 じゃ、すみません、休憩を入れたいと思います。どれぐらいで。

○事務局 5分もあれば。

○森委員長 5分でよろしいですか。じゃ、35分から再開ということで。

(休憩)

○森委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

続きましては、奨励手当でございますけれども、奨励手当につきましては各担当課が違うということで、性質的には同じものかというふうに思います。そこで、まず滞納整理課のほうから奨励手当についてご説明していただいて、その後続けて各担当課から、なるだけ前の話と重複のない形で、その担当課独自の部分に焦点を当てる形で説明していただく形をお願いしたいというふうに思います。

それでは、まず滞納整理課のほうからお願いします。

○仲川滞納整理課長 滞納整理課の仲川です。

奨励手当の対象としております業務につきましては、滞納者の自宅等を訪問しての搜索、あるいは自宅等を訪問しての差し押さえ、銀行預金等における預金等の差し押さえの場合、これをこの4月末までこういう形で対象としておりましたけれども、不快な業務という点で言いましたら、すべての差し押さえについて対象者からの苦情等、日常的にございますので、この5月1日からすべての差し押さえにつきまして奨励手当を、著しく不快な勤務ということを理由に支給をしておる状況でございます。

○森委員長 ありがとうございます。そうしたら、続けまして債権整理課のほう、お願いしたいと思います。

○増田債権整理課長 債権整理課の増田でございます。

奨励手当、差し押さえの件なのですが、債権整理課としましてはまだ1件ぐらいしか今実績がございません。といいますのは、債権については100万未満が多くて、小さいです。ので、不動産とかは超過差し押さえになりますので、差し押さえの対象にはなりません。ですから、こちらとしては大体銀行とかがターゲットになってきますけれども、ほとんど予告段階で接触をします。ので、よほどでない限り押さえることはまだされていません。

それから、今後発生するのが私債権に関しまして、支払い督促とかが裁判所を介して全部行政執行していかないといけませんので、そちらのほうが大変だったので、今後の対応につきましては奨励手当をもってしていただいたらというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして国民年金課、お願いいたします。

○辻井国保年金課長 国保年金課の辻井と申します。

国保年金課、主に国民健康保険料ですが、税に準ずるような形で法律に定められており、債権整理と同様な形での手当の構成をしております。ただし、それ以外に保険証の有効期限の制限等、そういう方法により従来の折衝等を行ってございまして、実際差し押さえ等の実績件数はございません。

以上です。

○森委員長 ありがとうございました。それでは、続きまして福祉医療課、お願いします。

○石川福祉医療課長 福祉医療課の石川です。

国保年金と全く同様なんですけれども、条例規則で謳っておるんですけれども、実際、債権整理等執行しておりません。ですから、手当として支給した実績はございません。

滞納整理につきましては、これまた国保年金と同様なんですけれども、短期証の保険証を発行して折衝に当たっているという実情です。

以上です。

○森委員長 ありがとうございます。そうしたら、最後ですが介護福祉課。

○清水介護福祉課長 介護福祉課、清水です。

当課の介護保険料につきましても、前2課同様、強制執行には着手しておりません。ですので、実績等はございません。

以上です。

○森委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま各課からございました奨励手当の説明につきまして、ご質問等をいただきたいと思います。

すみません、ちょっと理解できなかつたんですが、国保年金課と福祉医療課の奨励手当の中身、同じ、ああそうか、福祉医療課のほうは介護保険の保険料ですよ。

○石川福祉医療課長 保険料のほうは、後期高齢者の保険料の関係なんです。

○森委員長 ああ、後期高齢者の保険料ですか。国保年金課のほうは後期高齢者以外の国保料。75歳未満が対象になっているということですね。わかりました。いかがでしょう。

○松山委員 すみません、特殊勤務手当の話と少し違うかもしれませんが、例えば国保年金課のところで、国民健康保険料の悪質滞納者に対してこういう差し押さえ等々、強制執行ですか、やるということなただけけれども、過去実績なしということ、ないですね、こういうことの対象になったりとか。

○辻井国保年金課長 そちら等についてはございません。

○森委員長 そういう意味では支給実績はゼロ円ということになっているんですが、そこは一応そういうことかもしれませんが。お尋ねしたいのは、国民健康保険料の延滞者は今相当いらっしゃるんじゃないかなと、それも長期にわたってと思います。それは奈良市に限ったことじゃないと思います。そういう中で、そういう差し押さえだとか強制執行だとか手続が行われたりという、今日のテーマと直接関係ないかもしれませんが、どういう状況なのか簡単に教えていただければ。

○辻井国保年金課長 国保年金課です。

先ほどお話ありましたように、保険料の滞納者については、保険期間、通常子ども保険証の期間を8月1日から翌年7月末まで、1年間の保険証を送付させていただいています

が、前年等の保険料の納付状況により、6カ月、3カ月、1カ月、最終的には資格証と申しまして、お医者さんに行った場合、通常は7割給付、本人負担は3割でいいところを、全額10割を負担していただいて、7割分は後で申請によりお返しすると。ただし、その際に還付金額の7割から保険料に充当する額、あるいは高額の医療費がかかった場合に、その高額の申請をされた際に同じように清算金のうちから保険料に充当する。また、もう一つが入院の際に限度額認定証というのがございますけれども、入院費用について限度額、一定額以上については払わなくていいと。ただし、認定証を発行するには原則として滞納をしないというようなこともうたわれておりますので、そういう方向で納付折衝を行っているというのが実情です。

○松山委員 そのところはわかりました。確認したいのは、差し押さえだとか行政執行をするまでの行為まで走らざるを得ない人というのは、特にいらっしゃらなかったということでこういう実績がなかったということなのか、いらっしゃるんだけれども、何ぼ何でもここまでちょっとおいとこうと、やめておこうというようなことで、こういうような特殊勤務手当の支給制度は一応あるんだけれども、なかったということだとか、その辺はどうでしょうか。

○辻井国保年金課長 当課としてはございませんが、先ほど債権整理課長がおっしゃっていた実績の中に国民健康保険料は含まれております。私ども一昨年から金額を定めて、一定額以上の滞納のある者については債権整理課へ移管するというような方法をとっておりまして、その移管するという通知を送ることにより納付折衝に応じていただけるというケースもかなりございまして、そういう方向で現在は対処しております。

○小西総務部長 総務部の小西でございます。ちょっと補足して説明させていただきたいと思えます。

今現在、奈良市の状況でいえば、固定資産税、市民税等の税部門以外で強制徴収、こういった差し押さえ等の手法はほとんどっておりません。現在、そういうことで債権の整理の方策の検討をしております、いよいよ先ほどそれぞれの部署から報告がありましたように、それぞれの単位で徴収方法を決めておいたのを、これも強制徴収債権、私債権を含めて円滑にまとめまして、それをそれぞれのところで業務フローをつくりまして、どのような基準、どのようなレベルにいけば強制手段、差し押さえ等を含めて強制徴収をするのかというのを、今現在、全庁で横串でそれを整理させていただいておるところでございます。

今現在、奈良市での段階では、税以外でほとんど強制徴収はしていないということでございますけれども、今後はそういった各課まちまちなところを、レベルとか基準とかをあわせていって、ある一定段階に来れば強制徴収等を行うということで、今現在検討中でございますので、この手当につきましては今後、滞納整理課以外でもそういった業務が行われるということを前提に考えていただければ結構かなというふうに思います。

以上です。

○松山委員 ありがとうございます。奈良市のいろんな延滞債権があって、奈良市においてもそれを債権の解消を促進するために、各課がそれぞれ担当するんじゃないくて、どこかで一定の債権整理課のようなものを設けて、統合して奈良市が持つ債権の解消に努めるといった方向もあるようには一応聞いていますが、そういう意味からすると、現在そこまで固まってないんですけれども、国保年金課であれ、福祉医療課であれ、介護福祉課であれ、実績もゼロだし、各担当課でそこまでの差し押さえ等々の業務を行わない。そういう事態が発生したときには、一定の債権の管理をする、例えば債権整理課ですか。その辺のところへ集約した形で、そこでそういういかがわしい滞納者についてやっていくという方法もあると思います。

そういう意味では、将来的には各課の奨励手当、これに関する奨励手当、今は要らなくなるということもあるんじゃないかと思えます。

○小西総務部長 小西でございます。

それを各課で行うのか、債権整理課で行うのか、その辺のところは議論中ございまして、最終的な形ではどういった形で、強制手段も含めて徴収するかという形までは決まっておりませんが、それぞれの債権について最終的にそういうことを行うという方向で今現在検討をしております。

○森委員長 ほかいかがでしょうか。楠先生。

○楠委員 お伺いしたいのは、いただいたペーパーの中にチェック項目があって、チェック項目の中に困難なというところにチェックが入っているところと、困難、不快となっているところと、あるいはその他通常にないというふうにチェックされているところがあるんですけれども、基本的には同じ問題というか、同じ特殊性というふうに考えてよろしいのか。チェック項目が違うところというのは何かそれなりの理由があるのかということをお教えいただきたいんですけれども。特にないのであれば同じ問題。つまりお金を払いたくない人に対してお金を払えと言って、嫌な顔をされて嫌な言葉を言われて、非常にストレス



がたまるといふふうなものとして、同じ問題だと理解してよろしいのか。いかがでしょうか。

○小西総務部長 基本的には同じことだと思います。ただ、それぞれの課によって、それが不快なのか、危険なのか、困難なのか、通常にない勤務なのかという、感じ方の違いがあるかと思いますが、とにかく奨励手当というのは基本的に強制執行した場合ということでございますので、単にお金を払えということで、向こうから暴言ではないんですけども、いろんな不快な思いをすることです。なしに、実際強制着手をしておりますので、相手方から相当な抵抗というんですか、そういったことも含めてあるような業務ということで、基本的には困難であり、不快とは言えないかも、困難であり通常にはない業務であるというふうには考えております。

○森委員長 ほかいかがでしょうか。

強制着手というところがポイントだということですね。

○楠委員 実際に担当していないのでわからないんですけども、要は法的な手続に基づいて、法的な根拠に基づいてやっているわけですね。だから、困難というのは単に、法的に困難というよりは、実際に払うか払わないかということでの困難だと思うんです。そのときに実際に困難だということについて、困難だから手当だというのであれば、例えば作業量が少なくても困難なものってあるわけですね。だから、困難なものに伴う何が問題なのかと。

ただ、先ほどの例えば消防であれば、困難なんだけれども、実現しなきゃいけないものがあるわけですね、リスクを負って。その部分が危険だったり困難だったり反映されるんでしょうけれども、どちらかというとな不快の気がする。困難であることによってどれだけの作業量がふえるのかとか、そういったところがよくわかりません。

もちろん、作業量がふえるというのであれば、この場面で特殊に作業量が非常に多くなるんだということであれば、そういう説明が可能かと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○仲川滞納整理課長 滞納整理課ですけれども、さっき説明した部分、滞納整理課としては支給の目的として、困難ではなくて著しく不快な勤務であると。というのは、滞納されている方というのはやっぱり倫理的、モラルがない方が大半でございますので、差し押さえした後、いろいろトラブル、暴言なり、罵声ですね。そういったことが日常的にございますので、一番の理由としましては著しく不快な勤務であろうということでもって支給を

しているということでございます。

○松山委員 すみません、大体いいんですけれども、その前に今の不快という話なんですけれども、その中でモラルのない方だとかいらっしやって納税意識もないと、で市民税とか固定資産税とか払わないと。とんでもない話ですね。だから先ほど楠委員もおっしゃっているように、法律に基づいて強制執行しているわけですから、私はそこには不快も不快でないもないなどは一応思うんですね。当然払うべきものを、払って当たり前なので、法律に基づいて払う。

むしろ私が思ったのは、本当に経済的に恵まれないというか、そこで強制執行等とかやるとするのは非常に皆さん方、担当者の方も不快だとか、私の場合もつらい思いをすとか切ない思いをす。そういう業務はなかなか大変だなと。私ももちろんしたくないので、そういう気持ちなんだけれども。どちらかといえばそういう、多いですか、納税者意識がないとかモラルがないという方のほうが。どうしても経済的になくてという方も当然いらっしやるんだけれども、むしろそちらの方のほうが多いというように先ほど聞こえましたけれども、いかがですか。

○仲川滞納整理課長 そもそも強制執行するということは、それなりに資産があるからできるわけで、生活に困窮されている、そういう方に対して強制執行することは想定できませんので、やっぱり大半の場合は差し押さえされる資産があるということになるかと思えますけれども。

○森委員長 それが不快なんですか。つまり今、松山委員が言われたのは、生活に困窮されている方に対して強制執行等をするのであれば、それは心情的に非常につらい。そういう意味で不快ではないかというお話があったと思います。

○仲川滞納整理課長 いや、そうじゃございません。

○森委員長 じゃないんですよね。要するに今の話だと、納税なり保険料を納付する力があるのに、経済力があるのにそれをしない人がいると。それを差し押さえすると。じゃ、それがなぜ不快なんですか。

○仲川滞納整理課長 それは先ほど言いましたように、モラルがないというか、納税意識がないとか、そういう方が大半でございますので、強制執行する場合といいますのは。だから強制的に相手の財産を差し押さえするわけですから、押さえた後にいろいろそういう苦情なりトラブルなり文句を聞くことは日常的にあるということでございます。

○森委員長 それはほかの部局と比べても多くなるんですか。ほかの部局でも窓口へ行く

と、ちょくちょく私もいろんな役場へ行きますけれども、窓口で市民から苦情を言われたり、罵声を浴びせられている課とかありますよね。そういうところに比べて著しく滞納整理課の場合は多くなるんですか。

○仲川滞納整理課長 そうですね。やっぱり一般市民の方を対象にしているわけではございませんので、それなりに資産があるのに納付されないというような方を対象にしているということですので、そういうケースはかなり多いです。

○増田債権整理課長 過去の話なんですけれども、だいぶ前の出来事ですが、滞納者に犬をけしかけられました。

○森委員長 どこですか。

○増田債権整理課長 自宅のほうで。折衝しに行った場合ですね。

○森委員長 自宅というのは、滞納者の自宅。

○増田債権整理課長 そうです。まず銀行を押さえて、そこから呼び出して、やっと来てくれて、実際にこの話し合いに行けば、そういうようなこともあったということですね。

○森委員長 ありがとうございます。

○楠委員 要はこういうふうな交渉の場面においては、本当にたまにあるというよりは、結構頻度が高い。頻度が高いので、そうでないケースであっても行く前には非常にストレスがたまるので、実際そういうケースにも遭遇することが多いから、そういうケースに遭遇したときだけじゃなくて、そもそもそういうもの全体に奨励手当という形で出すことによって、そういったストレスを抱えながらも何とかいこうかという感じでバランスがとれるという感じでしょうか。

つまり、余り頻度高くなかったら、そもそもそれに行くことについては事故に遭ったようなもので、非常に頻度が高いということであるならばどうなのでしょうね。意図的に払わない人でしょうから、行ったときにいろいろ言われるというのはわかることはわかるんですけれども、相当頻度が高いという理解でよろしいんですか。本当にたまにある程度なのか、それともそうでないのか。

○増田債権整理課長 やはり押さえれば直接押さえられますので、取られてしまいますので、やはり絶対抗戦はしてきます。国保の場合なんかでしたら、逆に余り件数が少ないのは、要は押さえられるケースの人に関しては資産を持っていますね、先ほど言いました。それだから押さえに行くと。そうなれば、逆に押さえに行く前に話ができてしまうんです。今の場合だったら。大体100万、200万ぐらいの滞納でしたら、差し押さえする前に、いや、

そこまでやるんだったら分納でやりますという形で、そこで話が終わっちゃいますので、それは全然問題ないんですけども、実際に押さえた場合はかなり抵抗があります。

そうして預金額のほうも約1週間ほど口座がストップしますので、その間に結局は、例えばカードの支払いとかが入っておればそれもとまっちゃうとか、いろんなケースが想定されますので、やはりその抵抗はかなりきついです。

○楠委員 蓋然性が高いということですね。抵抗される。

○増田債権整理課長 はい。

○松山委員 ありがとうございます。強制執行等々、差し押さえ等々を通じて、滞納債権の回収を今後奈良市として努めていくということが、先ほども話が出ましたけれども、そういう話は結構なことですが、今の話でどうも悪質な滞納者が多いと。相当というか、それなりの財産もありながら、当然払うべきものを払わないケースが非常に多くて、それに対してこういうことをせざるを得ないということで、それは滞納者の態度に非常に問題があるだろうと思いますが、皆さん方、そういう関係者の方が非常にご苦労されるということが一方あるんでしょうけれども、今後もこのようなお仕事が当面ふえてくるかもしれませんが、外部に委託されるということは余り検討されていないですか。弁護士さんとかそういうところに。

○増田債権整理課長 すみません、自力執行権のあるものにつきましては、委託は一切できません。市の職員が直接しなければなりません。ただ、弁護士さんでできるのが分納ぐらいまでですね。あとは訴訟になってしまいますので、全然ジャンルが違ってくる。

私債権の外部委託は一応検討はしております。それはできる範囲で、できるだけ民間活用という形での検討はしていて、できるのは今私債権、病院未収金とか住宅収入とかは外出しは結構多いと思いますので、そういうのは着手していくことは考えております。

○森委員長 よろしいですか。ありがとうございました。それでは、奨励手当についてはこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次ですが、保健関係でございます。

○松山委員 環境検査手当ですね。

○森委員長 そうです。まず、既存のものとして環境検査手当というのがありますので、これについてご説明を受けた後、今回中核市に伴って保健所機能が移管されますので、それに関連して創設を検討したいという手当があります。一括して説明していただくという形にさせていただきます。

ですから、まず14番、シートで32ページになりますが、環境検査手当について保健・環境検査課のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○筑瀬保健・環境検査課長 保健・環境検査課の筑瀬でございます。14番のシートについて説明させていただきます。

現在、市内の河川の水質、あるいは大気汚染に関する試験・検査業務に従事している職員につきましては、環境検査手当というのを支給しております。対象検査、対象業務につきましては、有害な薬品を使って検査、環境に関する水質、大気の試験・検査を対象にして特殊勤務手当を支給しております。

手当の必要性でございますが、当課では有害で危険な薬品を使って水質・大気の検査をやっております。ただ現在、保健所と環境の検査部門が一緒になりまして、当課では食品の検査、例えば残留農薬の検査、あるいは病原性の細菌、微生物の培養検査等もやっておりますので、環境検査手当を有害物等取扱手当として改正して支給したいと、このように考えております。

以上でございます。

○森委員長 それは今回、新たにつくろうとしておられる、そういう有害物質等取扱業務手当という理解でよろしいですか。

○筑瀬保健・環境検査課長 そうです。シートのfにございます有害物等取扱業務手当のほうに移動したいというふうに考えております。

○森委員長 そうしたら、続けて今回新たにつくろうとされておられる手当についても、順次説明していただければと思いますでしょうか。

○筑瀬保健・環境検査課長 わかりました。それでは、fのシートでございます。有害物質等取扱業務手当について説明させていただきます。

これの対象職員といたしますのは、毒劇物や病原性細菌等を取り扱って検査を行う保健所に勤務する職員を対象にしたいと考えております。

対象業務の具体的なものにつきましては、食品中の残留農薬、添加物、あるいは河川や事業場等の排水に含まれます重金属や化学物質などの検査に係る毒劇物や特定化学物質を使用する検査業務を一つとしたいと思います。

もう一つとしましては、食品の微生物検査や食中毒・感染症に係る病原性の細菌や微生物の培養、検索の業務について対象としたいと考えてございます。

手当の必要性につきましては、有害で危険な薬品、あるいは細菌、微生物等を取り扱う

こととしております。

以上でございます。

○森委員長 続けて精神保健業務手当等、一括して審議したいと思いますので、続けて説明していただけますでしょうか。

○福井保健予防課長 それでは、精神保健業務手当につきまして、保健予防課、福井でございます。説明させていただきます。

このシートに沿って説明いたします。

支給対象職員といたしましては、精神保健に関する訪問による相談、指導または調査に従事した保健予防課に勤務する職員、主に精神保健難病係に所属いたします精神保健福祉士、福祉相談員ですね、それと相談員が不在、あるいはまたそういう精神疾患の患者さんが健康調査を把握する必要がある場合には、保健師も同行していく場合がございますので、それらも対象ということにいたしたいと思います。

そして、対象業務の内容につきましては、精神保健に関する訪問による相談、指導、調査というふうにいたしておきまして、用件的には電話相談、あるいは保健所のほうにお越しただいて相談していただく。そういうふうな相談につきましては含めてございません。

そして、精神保健の訪問のケースといたしますのは、本人の意思に反して診察を受けなければならない、受けさせなければならないといたします精神保健福祉法の第23条、一般人の申請の場合にします事前調査、あるいは法24条に基づきます警察官からの通報という場合、それと法34条、移送という部分、そうした場合の自宅に赴いてする面談、また法24条の場合は警察署へ行くんですけれども、そこに赴いての訪問のケース、それと保健所がやっております法47条に基づく通常の精神保健福祉相談、こういう相談で自宅へ訪れると、訪問するというケースがございます。

もう少し具体的にお話しさせていただきますと、精神保健法23条は一般人からの申請に基づいて行われるわけですけれども、それを自宅へ訪問して、その自傷他害のおそれがあるかどうか。そして、それが精神疾患によるものかどうか。これを精神保健福祉相談員がある程度判断して、最終的に医療機関につなぐかどうか、そういったところを判定いたします。

また、24条の警察官からの通報を受ける場合ですけれども、この場合につきましては、当事者は自傷他害のあるものが既に警察のほうに保護されているというケースがほとんどでございますので、警察署のほうの、例えば留置所、あるいは取調室、そこへ行きまして、

1対1、あるいは1対2で話をして、そういうふうな自傷他害のおそれがあるかどうか、それを見きわめて最終的に医療へつなぐかどうかという部分を判断させていただきます。

そういうふうなことで、医療へつなぐ必要があれば、県のほうにそれを上げまして、県が医療機関のほうへ連れていくというふうなことで、保健所といたしましてはそれの事前調査をするという場合がございます。

それと、34条という部分ではございますけれども、それは本人に何度も受診勧奨をするわけですが、継続してやっていますけれども、それにもかかわらず治療につながらない。そうした場合に強制的に移送という手段をもって医療につなげていこうというものでございまして、その移送までの過程におきましても、自宅訪問をするわけですが、そういった場面にやっぱり危険な場面になることもございます。そしてまた34条の移送、当日移送の際にもやっぱり無理やり本人を車の中へ入れて、連行して医療機関のほうへ連れていくことになるんですけれども、その際にも職員が抵抗に遭うという場面もございません。

そして、通常は保健所の業務としてやっております法47条に基づきます精神保健福祉相談、こういうものにつきましても、普通は電話相談、あるいは来所されて個別相談をするわけですが、やっぱり自宅まで赴いて相談を受けるという部分につきましても、やっぱりそれなりの理由がございます。年間で1,100件ほどそういう電話相談、個別相談、訪問相談というのは受けておりますけれども、訪問に行く相談というのは約400件ぐらいでございます。その中で電話や個別で相談では済まない、やっぱり訪問を必要とするような案件ということでございますので、その中でも特に新規相談という部分につきましても、まだ本人の情報が十分でない中で、本人の精神状態もわからないという中で、相談員が初めてその家を訪れて面談をするというリスクという部分もございます。そうしたことから、特殊性の部分であるのかなというふうに思っております。

そういうふうに、通常の訪問においてもやっぱりそういう不安定な形で、受診の必要性があってもなかなかそれに応じてくれないとかいう部分で、何度も訪問する必要もありますので、そうした場合にはなかなか本人が受診の必要性を認めてくれないので、何度も訪問するという部分があります。そういうことで、被害に遭うことも多いという情勢でございます。

○森委員長 続きまして、防疫作業手当ということでお願いしたいと思います。

○福井保健予防課長 では、引き続き保健予防課のほうから説明させていただきます。

これにつきましても、ちょっとお時間いただかなければならないんですけれども、感染症もいわゆる感染症法でございますけれども、そこに規定されております感染症といたしますのは、感染力とか罹患した場合の重篤性とかいう部分から、危険性とかいう部分から判断いたしまして、一類感染症、二類感染症、三類感染症、それと四類感染症、五類感染症、それと新型インフルエンザ等感染症、それと指定感染症、新感染症というふうに、こんな分類がされてございます。

一類感染症というのはエボラ出血熱などの7疾病でございますし、二類感染症というのはポリオとか結核、5疾病でございます。それと、三類についてはコレラ、細菌性赤痢など5疾病の疾患がございます。全部五類感染症まで言いますと103疾病ある中で、三類までを今回は防疫作業の適用とさせていただこうかなと考えております。その中で、四類、五類というのはやっぱりまだそういう危険性が高くないというふうな思いの中で、四類、五類を除くというふうにしております。

そして、具体的な例といたしましては、新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染拡大防止のために、感染症指定医療機関、奈良県ですと奈良県立医大、そこへ搬送するわけですが、そういう搬送業務も考えております。この業務の中では職員は防護服、N95マスク等をつけて患者をアイソレーターに載せて県立医大まで搬送しという業務がございます。過去に21年4月に新型インフルエンザH1N1というのが発生いたしましたけれども、弱毒性という、最終的には弱毒性でしたけれども、当初は強毒性と言われている中で、そういう業務に携わったという事例もございます。

また、今は高病原性鳥インフルエンザH5N1とかというものが言われておりますけれども、現在アジアで鳥から人へという感染網を持っておりますし、近い将来ウイルスが変異して人から人へというふうな感染も考えられまして、大流行するという可能性も今現在言われております。そうした中でこの対応が必要なのかなというふうに思っております。

2つ目は、高病原性鳥インフルエンザ発生時、先ほど五條市で23年2月に発生いたしましたけれども、鳥の駆除をすとか、あるいは殺処分する、あるいは鶏舎を処分すとか、鳥の死体を埋却すとか、そういった業務、N95マスク、防護服を着て、長時間夜通し作業をすることになりますけれども、そうした作業に伴う業務ということを考えでございます。

それと、通常起こります感染症の消毒のため、トイレ等を消毒する場面というのがございます。それが一応適用業務になろうかと思っております。



以上でございます。

○森委員長 それでは、続きまして診察業務手当についてもお願いします。

○堀保健総務課長 保健総務課の堀と申します。よろしくお願いします。

診察業務手当でございますが、対象職員は保健所に勤務する医師の診察業務についての手当でございます。

対象業務につきましては、今、予防課の課長が詳細に説明いたしましたので、防疫作業が発生した場合の診察業務に限定しております。防疫作業が始まりました中で、その従事員から感染症などの発生を未然に防止する健康管理業務が非常に重要なものになってまいります。その健康管理のものの診察なりを担当いたします医師に対する手当でございます。中身等については前の手当の説明のとおりでございます。

以上でございます。

○森委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして感染症患者訪問等業務手当です。お願いします。

○福井保健予防課長 すみません、保健予防課でございます。

先ほどの防疫作業手当と同様に、四類、五類を除く感染症の患者、もしくはその疑いのある者に対しまして感染症の発生状況とか、原因などを究明するため、また蔓延防止策を講じるために保健所の保健師等が訪問して、質問・面接し、必要な調査を行うという業務でございます。

先ほども言いましたように、新型インフルエンザ感染症の患者・家族への面接調査を行う業務、それと鳥インフルエンザが発生した場合の疑い患者、あるいは養鶏場の従業員等、鳥と接触のあった者に対して健康調査等を行う場合の業務でございます。

それと、3つ目につきましては二類感染症、結核患者についての面接でございます。このケースがほとんど多いわけでございますけれども、結核患者に対しましては、結核病棟に立ち入って結核患者との面接を行うということでございます。それと、このほか一類から三類の感染症患者の発生時に感染源の追及、それと二次感染防止の措置について患者・家族と面接を行うという業務を考えてございます。

以上です。

○森委員長 ありがとうございます。そうしたら、最後になりますね。狂犬病予防等業務手当、お願いします。

○坂田生活衛生課長 坂田です。よろしくお願いします。

対象職員につきましては、狂犬病予防のため、犬の捕獲、鑑定、治療、予防注射または動物の殺処分等の業務に従事する職員を対象といたします。

対象業務の具体的な内容でございますが、狂犬病予防等業務、特に犬の捕獲、鑑定、治療、予防注射等に当たっては、犬のかみつき等による咬傷や狂犬病等の感染の危険を伴う。狂犬病に感染し発症すれば、現在では治療方法がなく、発症すれば100%死亡すると言われております。また、動物の殺処分等の業務に当たっては、元気な動物を殺処分するという精神的な苦痛を伴う業務であります。

手当の必要性につきましては、相手は動物であり、身体的・精神的苦痛を伴う特殊な業務であると考えております。

以上です。

○森委員長 ありがとうございます。それでは、今ありました環境検査手当から、今回すべて作りたいというふうに申し出ていただいております業務手当についてご説明がありましたので、それぞれご質問をお受けしたいと思っております。いかがでしょうか。どうぞ。

○松山委員 保健予防課の精神保健業務手当についてお尋ねしたいと思います。

これは新設ということのようですが、23条申請であれ24条通報、それから34条に基づく移送ということの説明があつて、なかなか大変な業務のようですが、この特殊勤務手当の対象になるのは、明らかに日常性を持たない、明らかに特殊な業務を行った場合に限るんでしょうねと。つまりこういう業務をやっても決してすべてが著しく危険だとか著しく困難だとは思えないですね。

私ははなから別に何も否定はしませんが、そういうような声が当然今説明があつたようにあろうかとは思いますが、そのような日常性のない非常に特殊な危険だとか困難な仕事があつた場合に限るんでしょうねということを確認したいんですけれども、どのようにお考えになっているのか、その辺を。もし限るのであれば、その区分はある程度客観的に判断できるのかということについてもお尋ねします。

○福井保健予防課長 今言っていただきましたように、法に基づきます23条、24条、あるいは34条、そういった場合の自宅、あるいは24条の場合は警察へ行くわけですがけれども、保健所を出て訪問するという部分での限定ということでございます。

それで、先ほども言いましたように、精神保健福祉相談でも電話相談とか保健所に来ていただいて個別相談をするわけですがけれども、面接相談という部分についてはそれなりの理由があつて、例えば言いましたように何度も受診勧奨するけれども、それに応じないと

か、そういった場合に訪問するわけですがけれども、そうした場合における訪問業務におけることに限定するという部分でございます。

○森委員長 つまり訪問はすべて特殊であるという、松山委員の質問に照らして言うと、訪問するということはすべて特殊であるので、手当が必要だよという、こういう理解でよろしいわけですね。

○福井保健予防課長 年1,000回ほど相談を受ける中で、精神保健福祉相談を受ける中で、訪問することがすべて特殊であり、訪問する場所ということにおいても、そういう個人の精神状態とか、そういう部分におきましても、やはりそこに行って相談を受けるという部分で特殊という部分になろうかと思うんですけれども。

○松山委員 私がわからないわけでもないんですが、訪問が非常に特殊な勤務だとは思えないけれども、なかなか判断が難しいふうに思います。

先ほどの説明の中に書いてあった、新しい問題が出たときと、それから再訪問とか再々訪問だとかいって何回もあると思います。初めてのときはストレスが、様子がわからないので、ストレス等々がたまるというようなことで、その辺の区別もされないで、新規であろうと何回目かの訪問であろうと、訪問は訪問だということで、特殊勤務手当の対象になると考えてよろしいですか、再確認ですけれども。

○福井保健予防課長 先ほども申しましたように、初回訪問というのは何も本人のデータがございません。その中でやはり初めてその訪問に行くわけで、実際問題、実際の場面において、やっぱり本人が病状を認知していないということが往々ございます。精神疾患であることも認知してございません。そういう場合において、なかなか初回訪問ということは大変困難である。

それと、再訪問におきましてもやはりそれなりの、受診の必要性があるのになかなか応じてもらえないというものについての困難さがあるという部分で、実際に行った中で本人が精神状態がやっぱり高まっておったり、あるいはその状況によってはしんどい場面がございます。実際に投げつけられたりという暴力があったりということもございますので、一概に再訪問で区別するというのは難しいかと考えてございます。

○松山委員 わかりました。

次に、やはり保健予防課の防疫作業手当についてもお尋ねしますけれども、四類、五類は対象外で、一類から三類までを対象にしますという説明でしたけれども、確かにいろんな病原菌だとかそれは危険なことだと思いますが、一類から三類までの件で処理作業、コ

レラに汚染された疑いのある物性の処理作業というのは、一類から三類までであれば必ず危険なのか、必ずしも著しく危険にならない場合もあって、特殊勤務手当の対象になるのは形式的に一類から三類までの部分が対象であれば、すべて対象にするというお考えなのか、その辺のところをお尋ねします。

○福井保健予防課長 一類、二類、三類、この部分につきましては、罹患した場合の重篤性、あるいは感染力で危険性が極めて高い感染症、あるいはそれ相当の危険性が高いという部分で、感染症法に位置づけられている、提示されているものでございます。そうした中で、一類、二類、三類という部分を、四類、五類はそういう対象にはならないということで、一類、二類、三類につきましては、その患者の場合、入院、あるいは消毒等の対応をとらなければならないというものが一類、二類、三類ございますので、その区分、するという部分での一類から三類という形にしております。

○松山委員 わかりました。一類から三類で、それでわかりました。

ここに書かれている対象職員というか対象業務として、当該病原体に汚染され、もしくは汚染された疑いのある物性の処理作業に従事した場合に限るんでしょうね。それが確認です。その処理作業というのは一体何でしょうかというのがちょっと、これも再確認したいと思います。

○福井保健予防課長 すみません、ここの評価シートに書いてございます。その患者の疑いのある者の救護と確認、または感染症の病原体とか、そういう汚染された疑いのある物件の処理作業、こういう作業に従事した人を対象にするということでございます。

その中身でございますけれども、先ほども申し上げましたように、感染症指定病院のほうに搬送する、移送する、入院のために運ぶという業務、それと先ほど申しました鳥インフルエンザ発生時の殺処分等の防疫作業に従事する場合とかいうものでございます。

○森委員長 ほかいかがでしょうか。楠委員、どうぞ。

○楠委員 狂犬病予防等業務手当ですけれども、2つあって、一つは予防のための捕獲、鑑定、治療、予防注射等、もう一つは殺処分のお話ですね。恐らく危険なもの和不快なもの両方あると思います。特に殺処分のほうは不快であると思いますが、これは具体的に殺処分であればどのぐらいの頻度で行われているのか。何日に1回とかそういう感じなのか。

○坂田生活衛生課長 週2回です。

○楠委員 週2回ですか。その週2回、日額あるいは4時間未満という形でつけられる。

週2回、日額700円、あるいは4時間未満は420円とつけられることを考えられているわけですか。

○坂田生活衛生課長 週2回といいますのは、保健所のほうで捕獲してきた犬・猫を保健所で何日か飼うことになります。それで、まとめて水曜日と金曜日に殺処分をするわけなんで、そのためには殺処分をするのは車の中でしておりまして、移動しながら後ろで死ぬのを待っているという、もしくは注射で殺すと、その両方なんですけれども、それを少なくとも死ぬまで数時間かかる場合もございます。

年間400頭、500頭の程度の殺処分を行うということですよ。

○楠委員 そうしますと、もしこれに対して手当をつけるとなると、週に2回はそういう業務があるので、週2回は手当の対象となってくると。

○坂田生活衛生課長 殺処分については週2回ですね。捕獲は随時ということになります。

○森委員長 ほかにいかがでしょうか。

これは全部に当てはまるかどうかかわからないですけれども、お話を聞いているとやっぱり危険性があるというところでのこの手当をつけられていることが多いと思うんですけれども、それって時間ではかれるものじゃないんじゃないかと思うんですよね。ところが、今回出されている支給額の案でいうと、日額と4時間未満とかいう形で分けられているんですよね。これちょっと趣旨と違うんじゃないかなという気がするんですけれども。これ時間で区切られて出されている理由というのをちょっと教えていただけますか。

例えばさっきの鳥インフルエンザの関連の作業で言うと、時間が長ければそれだけリスクが大きいというのはわかるんですけれども、例えばさっきの精神保健の関係だとかというのは、時間というよりも何ていうかな、時間で被害を受ける蓋然性が高まるというものでもないような気がするので、時間によって日額と4時間未満で金額を分けるというのは、この手当の趣旨と違うんじゃないかなと思うんですけれども。

○堀保健総務課長 申しわけございません。保健総務課の堀でございます。

おっしゃるように、防疫作業等につきましては、やはり防疫作業というのは、1日単位、1週間単位等で行われる場合が多いので、こういう1日単位、もしくは半日という単位で手当の請求を考えておるんですけれども、おっしゃるように精神保健の場合、1日がすべてその業務に携わるとのことばかりでもございませんので、その辺は1日なのか、相談業務なりその部分につきましてはの手当ということで、1日単位の請求というふうな考え方になっていると思います。

○森委員長 具体的な制度設計のときに考えられることだと思いますので、ちょっと質問したかったということで了解しました。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、保健所関係の手当につきましてはこれで終わりにしたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

以上で本日のヒアリングは終わりました。今日のヒアリングと事前に出された資料等に基づきまして、二次判定に入っていきたいというふうに思います。続けてよろしいですか。休憩とったほうがよろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、本日のヒアリングの順番どおりに進めていきたいと思います。

まず、消防局のほうから出されているものですが、消防局は案で出されていますけれども、これについて今回の何ていうかな、判定で直接関係がある案件があるわけですので、あるとすれば意見として、それを踏まえた意見を付加するという形で使用したらいいというふうに思います。

まず、危険手当につきましてはですが、これについてはいかがでしょう。消防局から出ているのは、危険手当のうち、来ていたらお金を払っていたわけですね。そちらはもうやめますと。やめて実働に応じて払うというのが質的な見直しで、松山委員からの質問でも、そこが今回の見直しの中の全体の中で一番大きいことだということでした。業務量としては手当の業務量というのは変ですけれども、各課にすると現在の1割程度にまで減少するんじゃないかという、そういう見解を消防局から出されていたと思いますがいかがでしょうか。

ですから、今日出ている危険業務手当に当たるもの、潜水とか、毒物だとか、高所とか。こういったものに作業に重視した場合に、金額は全然別ですけれども、金額は考慮に入れていませんけれども、こういったものに従事した職員に対して危険手当をとというのが今日の流れになったわけですけれども、それを念頭に置きながら、この危険手当、どういうふうに判定するかというのをお願いしたいと思います。どうぞ。

○松山委員 これは第一次判定のときに意見が分かれたんですよね。楠委員はやっぱり危ない、危険なことをやる場合はやはり何がしか用意したらどうかというふうにコメントもありますし。今日の話で、見直し案もあるんですけれども、それも頭の片隅にどうしても置かなきゃいけないんですけれども。基本的な性格としては、確かに危険な部分もあるのは承知できます。だれが見てもというか、よりわかりやすく工夫して、本当に危険な業務

ということにかかわるのであれば、それはそれで対応されて私はいいのかなと。だから、範囲をきちっと限定的にした上で、もちろんそれに含まれないものもありますから、そのときは消防長ですとかの判断でもいいと思いますけれども、基本的にはそういう範囲を具体的に限定した形ということでもいいんじゃないかなと思います。

○森委員長 基本的には消防局が出している見直し案にという。

○松山委員 うん、あれも一つの参考です。

○森委員長 全体じゃなくて、危険業務手当の中身、つまり実働に応じて。

○松山委員 それでも結構です。

○森委員長 ほかいかがでしょうか。

○楠委員 一般的な考え方としては、危険な業務、特殊な危険な業務に関しては手当というのが必要だと思うんですが、ここに含まれている危険手当、私もこれだけ見て、実際の火災への出動と書いてありますけれども、そうすると今度は水火災出動手当とどう違うのかという話になって、結局は重なっているんです。重なっていることを認めているので。ですから、危険手当というカテゴリーはもう要らないんじゃないかというふうに。ほかのカテゴリーが残るのであれば、危険手当というカテゴリーは要らないんじゃないか。新しい見直し案でいろいろ書いてありますけれども、少なくとも現状のものとして考えるんだったら廃止していいのかと思うんですね。

○森委員長 いかがでしょうか。今の松山委員のお話だと、これは見直しという判定ですね。楠委員のだと、これはほかに統廃合というんですか、火災をなくすという意味でこれについては廃止でいいんじゃないかという、こういうお話だったと思います。

○楠委員 多分同じことを言っているんじゃないかと思います。

○森委員長 今日のお話を伺った中では、今の危険手当と重なるんですね。必要のところを見ると、ちょっと特殊なことを書いているわけですね。特殊作業というのは災害とか水難事故での潜水作業とか。

○楠委員 見直しのほうですね。

○森委員長 いや。

○楠委員 シートのほうですか。

○森委員長 評価シートのほうにも。手当の必要性というところにもそれは書いてある。ここだけ残したと言うのかな。見直しの案を出すわけですね。これ、ここについてはほかのところではさっきの水火災出動手当等にも入っていないと思う。趣旨がちょっと違う

のかなという気はするんですよね。ですから……

○楠委員 これ、ごめんなさい。もう担当者いないんで申しわけないんですけども、今現状の水火災出動手当を見ると、①火災現場、②台風及び豪雨、③交通事故及び河川等、④油またはガス等の危険物漏えい、⑤その他災害に伴うと書いてある。その他、災害というのは広い感じがするんですけども、説明では重ならないという説明でしたっけ。

○森委員長 いや、ここについては明確には言われてないですけども、多分重なってないという前提だと思うんです。重なってないというのは、水火災出動手当と救急手当は重なってないという話だったんですが。だから、これについては火災と災害手当というのは出動にかかわるもので、危険手当については具体的に潜水するとか、さっき言われた危険物質等のところと重なっている気はするんですけども、高いところで作業をするとか、もう少し作業が具体化された内容の手当になっているのかなという気がしますけどね。

○楠委員 いいか悪いかは別として、制度の立てつけとして、ある危険な業務に出動したことに対して手当がついて、その中でも特殊なものが実はあって、その中でも自分だけの特殊な作業をしたということに対して、上乘せ的にもう一回もらうという制度なのか、それともこれは全然別物でどっちかしかないんだというものなのかで、別に前者であっても必要であれば私はいいと思うんですが、その辺の整理はしたほうがいいかなとは思いますが。

○森委員長 それについては消防局のほうでは具体的な…。

○小西部長 基本的には今、楠委員が言われたように前者の考え方であると思います。もともと危険手当というものは、これは広く消防職員全員に支給されていて、その中で火災出動したときにはさらにそれを1件150円の上乗せを支給していたのを、今度は新しい見直し案ということになりますと、そもそもの危険手当はなくなります。ですけども、水火災、救助とかで出動した場合に、さらに危険な要素、危険業務という部分の要素がございましたら、その部分を水火災災害活動手当にプラスして危険業務手当を支給してくださいという趣旨であったと思います。

○森委員長 そうですよ、そうだと思います。

○楠委員 ごめんなさい、ちょっと私が誤解していたかもしれません。そうすると、危険手当の中でもほかに見直しの後でもやっぱり残る部分というのがあって、全部廃止になってしまうと見直しのところも何か廃止しなきゃいけない話になるので、そうすると松山委



員のおっしゃったことと同じですね、必要なものだけ残してあとは廃止と。ですから見直しというか。私は何となくそういう気がします。

○森委員長 大体見直しのほうで話が固まってきたかなとは思いますが、よろしいですか。火災現場へ行ったときにみんなでやると。その中ではしご車の上に上ったらさらに危険だから出るという、こういう仕組みになっているという話ですね。

○松山委員 今のは危険手当の話ですね。

○森委員長 すみません、危険手当の話です。ですので、はしご車に上るときね。

○松山委員 だから、危険手当については今日の話では、見直し案では相当限定した記載の仕方をされていますから、私はこれが一番納得ができますので、危険手当のすべてをそのまま廃止じゃなくて、そういう限定した形での支給はOKですということ。

○森委員長 わかりました。それでは、危険手当については具体的な業務の実情に応じて支給するという形の見直しを行うと。その際、松山委員が言われたように、業務の範囲についてはきちっと精査して、限定して意見を提示して見直すことを要望するというのでよろしいですか。じゃ、そういう形で事務局のほうでまとめをお願いしたいと思います。

続きまして、消防技術手当です。これについていかがでしょうか。運転の話です。機関員に対する自動車の運転の話です。余り質問等がなかったんですけども。

○楠委員 特に結論というわけではないんですが、見直し案が出てしまっているの、どうしてもそっちのほうに意識がとられちゃうんですけども、出動手当って実際に出動したといったことに対して手当が出る。さらに何か運転とか、いわゆる機関業務に従事したことによって、その点についても手当が出るといったことで、機関業務をやった人は二重に手当が出るんだけど、見直し案では一括として火災等災害活動の手当という形にして、その中でも色分けしようと。機関業務をやった場合には少し多めにと。それ以外に関しては少なめというか、普通の額にしましょうということで、色分けをして、少し作業としては、重い作業に関しては多めにと。そういった二重ではなくて、色分けをするという理解ですね。

○森委員長 今のとおりだと思います。

○楠委員 そうですね。一般的な出動に対する手当にプラスしてということですね。

○森委員長 考慮すべきは、消防技術手当のところに書かれているように、救急自動車の運転が一つです。運転によってスピードも出さないと。信号が赤でも制御しながら行かなければならないとか、そういうことの考慮というのをするかどうかということ

と、あと楠委員の意見で書かれていたと思うんですが、こういう特殊な自動車の免許と、それを運転する技能、これについてどこまで考慮すべきことかと思うんですけどね。特に前者かなと思うんですけどね、考慮をどこまでするかというのは。

○楠委員 通常の消火作業に当たる方、通常というのはおかしな言い方かもしれませんが、それ以上に作業量が多いとか、それ以上の技術が、ストレスがたまるとか、消火作業に当たるのに加えてストレスがかかっているんで、ストレスが運転される方が特に重いというのがよくわからないんですよ。皆さん相当のストレスにさらされていると思うので。だから運転に特別というふうなことは、少し理解できないところがあるんですね。

むしろ通常の消火に行かれた方の手当を多く出したほうが実態に合うのかなとは思うんですけどね。ただ、この手当も多く出すとかのほうが実態には合うのかなと。ただ、運転技術、ほかにも工場でもそういう話がありましたけれども、操作できる人間というのはやはり通常の作業員とは違って、高度のストレス、それから精神的なものと、いろいろあるんだということを説明なさっているんで、その説明が正しいとすると、それはそれで評価しなきゃいけないのかなと思いますよね。

○松山委員 要はこれ運転手当でしょう。消防局にいて、当然こういうこともしないといけないので、これで特殊だというのは余り意識しなかったんで、余り質問もしなかったんですけどね。特に私は、今も楠委員おっしゃったように、むしろ消火作業のほうがなかなか大変かなと。もし比較するとね。そういう意味ではこれはあり得ないなと思います。

○森委員長 ほかの部門でも大型車の運転だとか、リサイクル機の操作とか、そういうものも検討しましたけれども、その業務としては特殊性というのは認められないということだったと。そういう意味では同じカテゴリーの中で判断できるのかなという感じがしますけどね。

○楠委員 こればかりは実際にやった方じゃないとわからないところがあるかもしれませんが、ただ、理屈の話をすると、そもそも消火作業自体が特殊であると。通常業務が何かという問題があるんですけどね、少なくとも特殊だろうということで、それに対する手当の中で、さらにその業務が特殊かという、それは消火作業に行くという中では当然含まれている作業ではあるので、消火作業に行くということを前提にするならば、運転することが特殊なんていうのはちょっと理解できないです。大変なのはわかるんですけども、特殊性という意味では、消火作業自体が特殊なので、その中で特殊なのかというと、当然だれかがやらなきゃいけない、通常業務になるんじゃないかと思うんですよ。

通常業務の中では消火作業は特殊かもしれないけれども、その中で運転はどんなのかというところとちょっと違うような気がする。

だから、消火作業それ自体に対して手当というものを、これ以上見るというのはありうると思うんですけども、機関業務だから特別多めにというのは、実際の情報が全部ありませんので、何とも言えませんけれども、少し決断できないところはありますね。

○小西総務部長 ちょっとよろしいでしょうか。先ほどの消防局のほうの説明の中には、運転業務以外にもはしご車の操作であったりとか、救助工作車のクレーン作業であったりとか、消防ポンプ車の放水作業の放水操作をするというような、主に消防車に登載されている機器類の操作というのもこの機関業務の中に入っていて、相当の熟練ないしは経験、主に職責を課している業務だということで、それも機関業務作業の手当の一つだと。

車の運転以外というのにも、それ以外の行為ということで、こういうのも挙げられていたと思いますけれども、これは主に消火活動に伴う、いろいろな機器類の操作ということに対しても手当対象としてほしいというようなことが消防局のほうから上げられていると思います。

○楠委員 そうすると、はしご車の場合、ポンプ車とか操作される方がいて、操作されるというのは機械をそこで操作しているわけですよね。それと同時に隊員の方が中で消火作業をしているわけですよね。どっちがストレスかかるかというのは何とも言いがたい。つまりほかの方が何もしない状態で自分だけがはしご車をやっているのであれば、それは大変だな、特殊だなと思いますけれども、ほかの職員さんが中で消火活動をしているわけですよね。何もしてないわけじゃありませんから。それとの比較でどれだけの高度のストレスがかかるのかというのは、技術的に非常に難しく、熟練の人でなければできない、それなりのキャリアがなきゃできないというのはよくわかるんですけども。そういうものというのがどこまで評価というのは何とも言いようがない。

○松山委員 確かに高度な技術は要るだろうとは想像できますが、それ言い出したらどんな仕事でもそうですよね。文科系であれ理科系であれ、どんな仕事でも高度な技術というのはそれぞれそれなりに必要なんです。それを一々、これは高度だ、あれが高度だとか言い出したら、すべてが特殊勤務手当になってしまうんで。

一般的に高度だろうと、そこはそうと思いますが、そういう手当の対象にするというのは私は賛成しがたいところです。

○森委員長 消防活動全体の中でどれもが高度なものを要求されるわけですね。その中で

の役割分担という位置づけで考えるべきじゃないかというのが楠委員のご指摘だったかなと思います。そういう意味ではこれにプラスして特殊勤務手当を出すということにならないのではないかと思うんですけれども。そういうことでよろしいですか。

それでは、これにつきましては引き続き廃止ということですね。消防活動全体の中における特殊性というものは見出しがたいということで、廃止ということをお願いしたいと思います。

続きまして救助手当です。これについてお願いしたいと思います。ちょっと救助手当についても、これは廃止という形には一応なっているんですね。消防局から出されている案では。

○楠委員 廃止というか、統合に近いでしょうかね。

○森委員長 統合に近いですね。統合ですね。

○楠委員 つまり、実際の現場に行くわけですから、現場のない救助ってありませんから、現場に行かれて作業されることの一環だという理解で、そちらのほうの手当を見直すということで、統合という意味でのいわゆる現場の手当の見直しになりますね。

○森委員長 そういう理解でいいと。今回出されている案でいうと、火災等災害活動の中に救助が入っているという話ですね。救助はこちらに入っているという話でしたので、廃止というよりはこういう形で統合したいという意味だと思います。それを水火災出動手当、これも救助活動だということで、救助として統合するという理解でいいと思う。

○楠委員 そうですね。そうすると廃止というふうに言うんじゃなくて、何か見直しで統合とかいう話になりますね。

○森委員長 そうなりますね。そのほうが正確だと思います。救助手当について、これは確かに実際現場へ行くわけですから、困難性・危険性が伴うというのはそうだと思うので、そのコンセンサスが得られるのであれば、これについては廃止ということはないわけですね。廃止ということじゃなくて、重複しているもの、例えば具体的には水火災出動手当と重複しているものがあるので、統合した上で見直しということになるのかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○松山委員 救助するというのは非常に大切なことで、これで救われた方というのはかけがえのないことだろうと思います。その意味で非常に大切なことで、救助手当というのはあってもいいかなと片方で思い、一方でそれで150円かということで、何か割り切れない気持ちで。もともと消防の方とかこういうときには志として救助に向かうというのは当然

の仕事だろうと思います。

そういう意味ですが、やはりどうしても危険な場合も想定されます。一口でなかなか言えないですけどね。だからそういう意味ではある程度限定した形で、存続という形、見直しということで、どういう場合ってなかなか想定しにくいですけども、そのときにそれも150円かと。先ほどの最初に出ていた話がありましたね。危険手当とか。これも300円、高所で高いはしご車に乗って、えらい思いして300円かと。そういう思いもちょっとあるんですけども、金額もあるんですけども、やはり救助するに当たって非常に危険な場合は、そういう手当を残してもいいのかというふうに思います。

○楠委員 これは特殊勤務手当の話なので、それだけに限定して話が出ているんですけども、恐らくですけども、そもそもの業務自体が危険なものを伴う、特殊なものを伴うということがそもそも業務であるので、特殊勤務手当に何をほうり込むのかという議論だけで本当に終わっていいのかと感ずるところではあるんですよ。だけど、その中でも認められるものと認められないものと分けていこうという作業だと思うんです。

ですので、なかなかこれは難しいところではあるんですけども、救助に関して言うならば、いろんな救助があるので。ただ、それをなかなか具体的に分類分けして、これには提供するけれどもこれには提供しないとか、30分以上かかったら出すとか出さないとか、日本というのは線引きが難しいので、どうしても一律という話になると思うんですよ。でも一律という話になるのであれば、逆に特殊勤務手当の問題なのかなというところに戻っちゃうと思うんですよ。けどもほかが変わらないのであれば、ここで評価するしかないわけですから、それは評価しなきゃいけないのかなと思います。

例えば道路でトラックが横転して運転手が挟まれているという状態の中で、自分が潜り込んでやらなきゃいけないとか、そういったケースもあるかもしれない。そういったことを考えると、やはり何らかの手当というのは必要だろうと思います。

ただ、松山委員おっしゃるように、そここのところでもいいのかというのは当然あると思うんですよ。だから、一個一個の危険というものを当初組み合わせるときの額で考えちゃうと、やはりこれは特殊勤務手当の問題として、こういう形で終わっていいのかというのはすごく強く感ずるところではあるんですよ。もともと命がかかっているような業務をずっとやることになっているんですよ、一年中。ですから、一回150円で評価する話かというのは難しいですよ。

この危険な作業に対して自分たちの命が150円と天秤にかけられているという話になる

わけですから、そういうものじゃないと本当は言いたいんですよ。もっと違うところでの評価なんじゃないかなということは強く感じるんですけども。ただ、これによって何らかの意味で、他が変わらないという前提でこの部分で対処するのであれば、趣旨としてはそういった実際に危険に直面して、通常の業務の中でも特殊なときに認められるとは思っています。ですから、このことに関しては統合という前提であれば存続という評価でいいと思います。

○松山委員 今の楠委員と大体基本的には一緒なんですけどね。もうちょっとわかりやすく私も思ったのは、危険というものをどこかで線引きするのは非常に難しいと思います。例えばある程度限定しないと、私、火事が起きてそこでだれかが被害に遭おうとしているときに、消防署の中で救助に向かわないということはある得ないと思います。ただ、そのときに危険度を考えてということで、救助するのは私は当然責務だと思っています。そういうような仕事をされているわけですから。

例えば化学工場なり大規模な工場が火災して、いろんな危険物がいっぱいある場合だとか、大規模な火災が起きたときには大変なことになるんで、そういう規模が大きい火災だとか、それから災害のような、そういう人間の想定を超えるようななかなか大変な災害の場合には、こういうのに向かう救助には救助手当を出すとか、そういう災害とか火災の規模なんかである程度縛ってもいいのかなと思いますけれども、それは後々の議論でしょうね。

いずれにしても基本的には私は要らないと思っているんですけども、はなから要らないよと言ってしまうのもどうかなと。その辺のところの一つの例としてそういう、どういう場合かということ。

○森委員長 今のご意見を私なりにまとめさせていただきますと、後でまた出てくる水火災出動手当、救助手当。こういったものを統合整理をまずしてほしいということと、その中でどういうものを出すかというものの整理、整理というのは精査を求めたいというのが松山委員のご意見なんだと思います。それとともに、精査されたものというのはものすごく危険なものなので、それが果たして現行の支給額に見合っているのかどうかということについても検討してほしいというのが楠委員と松山委員のご意見だったかなと思うんですけども。

○楠委員 特殊勤務手当という制度だけの話ではそうです。ただ、これは特殊勤務手当の委員会ですから、これ以上言わないほうがいいのかもしれないけれども、そもそも危険

というものがビルトインされている業務で、一個一個の危険に対して何か出ないというよりは、もっと全体的な問題として考えなきゃいけないのかなとは思っていますけれども。

特殊勤務手当の本当の趣旨からすると、ちょっと難しい面が幾つか出てくるのは事実だと思うんですよね。本当に特殊なものであって、松山委員おっしゃったように、そこまで命がかかっていてリスクを抱えているのに何で100円なんですかというのが当然出てくると。だから、やはり特殊手当という枠組みの中で議論しようとする、どこかで難しいと思いますけれども。その枠の中で考えるのであれば、今みたいな話じゃないかなと思います。

○森委員長 そうしたら、先ほどご意見、まとめさせていただいた形で、救助手当はほかの類似の手当と統合整理した形で見直すと。ただし、見直す際にその範囲については特殊勤務手当の趣旨に合った範囲はどこなのかという精査を求めたいということですね。その精査した上で現行の支給額が適切かどうかというのも同時に検討願いたいという形でまとめさせていただくということによろしいですか。じゃ、これにつきましては見直しということで、三角ということをお願いしたいと思います。

続きまして、救急手当についてはいかがでしょう。これは見直し案では救助活動という形で持ってこられています。細かい中等症以上を処理した場合とかあるんですけれども、これについてはいかがでしょう。

○楠委員 これも同じような議論になっちゃうと思うんです。救急救命士である以上はそういう仕事をするのが通常でしょうと言われたら、そうかもしれませんけれども、実際のケースに遭ったときのリスクを考えたときに、それはこういうことが必要でしょうという話になりますけれども、本当にリスクがあるんだったらこの額でいいのかということ。結論としては、恐らくさらに絞り込んで精査した上で額を見直すという手続になるのかなと。先ほどと同じような議論になるのかなとは思っているんですけれども。

○森委員長 ありがとうございます。ほかいかがでしょう。

○松山委員 今、楠委員がおっしゃった、私も同じ意見ですけれども、三角の見直しということで、これもあるように思いますけれども、どちらかといえば見直し案だけれども、廃止に近いというような感覚を非常に持っています。なぜなら、先ほどのことも、この救急も、救急業務に携わって救急業務をやるのは当然であって、救急業務自身がそれほど、いわゆる危険だとか不快だとかいろいろ書いていますけれども、そこまではいつもいつもそういうことがあると思えないので、それも100円から510円となれば、どういう差別かわ

かりませんが、区別というか、そういう意味では楠委員がおっしゃった、同じ考えでないんですけれども、どちらかといえば非常に厳とした形で本当にいい救急をとるか。本当に危険な救急をしていただいた場合は、それはもう手当を出すと。これだけの金額じゃなくともう少しというような感じですね。

○森委員長 例えば、最近すぐ何か連絡してくるといっているので、ちょっとおなかが痛いとか救急車呼ぼうとかいって、119番に電話するとか。そういう場合でももっと本当に救急活動の大変なところと同じなのかというような多分お話ですよ。そこのところの精査って必要じゃないかということで、実は後者の部分というのはそんなに多くないんじゃないかというのが松山委員のお考えなんだろうと思う。そういった意味で廃止に近い感覚を持っているとおっしゃっていると思うんですけれども。

○楠委員 だから線引きは難しいと思いつつも、どこかで線引きしないといけない話だと思うんですよ。例えばここに血液、体液、ウイルスの感染ってありますけれども、普通に骨が折れたケースと、いわゆる開放骨折みたいに骨が出てしまって血が流れているケースというのは違うと思うんです。開放骨折の場合、もちろん患者さんの感染症の問題もあるんですけれども、やはり処置するほうも血液が流れてしまうというのはまた違うリスクというものが出てくるので、線引きというのはできないこともないのかなと、何らかの意味で。ただ、難しいというのは事実なんです。難しいのは事実なんだけれども、線引きしてある程度絞り込まないと、そもそも救急救命士なんだからそれは当然の作業でしょうで廃止になってしまう可能性があるんで、できる限り残すのであれば線引きをきちんとしていくことが前提なんじゃないかなと思います。

○森委員長 ちょっとご意見まとめさせていただきますと、ここで書かれている救急手当の必要性というのは、ある意味特殊な場合というところであれですけれども、重篤な場合に、というわけですよ。ところが重篤でないケースって何だろうと。さっきのちょっとおなかが痛いんで呼んでいるケースとかもあるだろうと。そういったものについて救急手当は特殊勤務手当の趣旨に合わないんで、救急手当というのは見直し。どういう形で見直すかという、今申し上げたように、この範囲を特殊勤務手当として救急手当を出すという趣旨にかなった、つまり一般救急業務ではなくて、その中でも非常に困難であったり、非常に危険があるようなものに絞り込んだ形の整理を行っていただきたいということで、見直しという形でどうかなと思うんですけれども。

○楠委員 実際のシートを見ると、一応絞り込んではいらっしゃるんですよ。救急救命士が救命



措置として行う特定行為等を実施する救急業務、それ以外のものであれば血液、吐瀉物、体液等による感染を伴う救急業務、これはおそらく外に流れているということなんでしょうね。あるいはウイルスの感染のあるもの、火災や交通事故、火傷を負っている場合とか怪我をしている場合という、一応絞り込んでいるんですね。ですので、これが十分かどうか、これは見直すわけだから、我々が全部線引きを提示することは無理なので、さらに見直すという意味になるのでしょうか。見直しの結果こうなるのであれば、それは結論であると思うんですけども。

○森委員長 なるほど、私ちょっと説明が間違ってるかも知れません。これは一定は絞り込んでいるんですけども、その範囲で十分なのかどうかということについては検討の余地があるということで、見直しということになるんですね。

○楠委員 見直して、あとは市の判断に任せるしかないということでしょうね。

○森委員長 じゃ、委員会としては見直しということで、今申しましたように、この範囲について適正かどうかということについて再検討願いたいというコメントだということによろしいですか。じゃ、見直しということをお願いしたいと思います。

次に水火災出動手当です。これは先ほどの救助手当と同じ趣旨かなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。つまり他の類似の手当と統合整理の上、範囲について精査してほしいということです。そういう点で見直しということによろしいですか。ありがとうございます。

それと次、火災調査手当です。いかがでしょうか。一応やりとりはあったんですが。

○楠委員 幾つか説明が出た中で、実際の消火作業に当たった方が一番原因等、現場のことがよくわかっているの、そのまま調査というのに入りますよと。これ2つ見方があって、一つがそういったハードな仕事をさせた後にさらに調査というまた神経使う仕事をさせているということについてもストレスなり問題があるということだと思っんですけども。もう一個の見方は現場が危ないという話をされていましたが、そもそも火災活動に参加されて、危ないところにずっと行かれたまま、そのまま現場にとどまるのであれば、何かまた追加で危ないものがあるのか。むしろ実際の火災現場のほうが危ないんじゃないかという気もするんですね。恐らくだからこれは値段が違うということで、火災現場よりは危なくないけれども、ある程度の危なさがあるんだということで、こういう値段を提示されていると思うんですね。

けども、むしろそれが勤務時間を超えて何かをするものであれば、別の手当がつくわ

けですよ。なので、これはあえて必要なのかなというのは少し疑問には思っているんですよ。

○松山委員 今の楠委員と同じです。確かに危険というふうにおっしゃいましたけれども、いつもいつもそんなに危険な場所ばかりではなくて。だから調査は難しい調査もあるだろうけれども、必ずしもすべてが難しい調査じゃない。放火か失火かという非常に大事な話もありますけれども、そういう非常に難しい問題から非常に簡単な調査もあると思います。いずれにしてもこの調査自体で特殊勤務手当というのはどうもなじまないように思います。

○楠委員 1点追加よろしいですか。今の議論というかお聞きした話だと、むしろ調査作業手当みたいなものがあるんじゃないかという気もしないでもないです。つまり、火災の消火作業を与えられて、非常に体力的に消耗しているときにさらに調査ということというのは、危険だからというよりは、むしろ受忍限度を超える作業量になっているんじゃないかという、そっちのほうの問題じゃないかという気がするんですよ。もし仮にそれ、勤務時間を超えた場合にはまた別の手当だと思うんですけども、勤務時間内なんだけれども、あれだけハードな仕事をした後にさらに調査という頭を使った神経を使う仕事、もともと足場も悪いことというのは、危険だからというよりは、もう受忍限度を超えている作業量なのかなという見方もできないことはないですよ。

だから、今までされたご説明だとちょっと説明つかない。新たな説明があるのであれば、また別に考えなければいけないかもしれませんけれども、今まで説明された中だとちょっと合理的なものがないかなというふうに思ったんです。

○森委員長 一連の消防活動ですよ。出勤から消火から後の、現場検証が必要な場合、現場検証。消防活動の一環として見た場合、そのほかでも手当がついているということがあると。ただし、楠委員のご意見では何かそれに付加して非常に重たい業務が必然的にやらざるを得ないというようなケースがあると。その場合には通常の消防に係る手当じゃなくて、そのほかの手当で補えないかということですね。

○楠委員 だから、それも実は必然的に伴うものであるものか、一応勤務時間内であると。日々一応訓練は受ける。体力的にも屈強な方々が多いと思うので、それが受忍限度でしょうという見方も当然できるんですが。そればかりはやってみないとわからないというか、どれだけハードなのかというのは現場じゃないとわからない仕事なので、ここでどのくらいなのかわかりませんが、危険だとかそういうふうな理由をつけられるとちょっと説明がつかないかなと。もともと現場は危険なわけだし、そこにずっといるわけですから、さら

に危険なものがあるというふうな評価はちょっとできない。

○松山委員 今の意見はよくわかりました。危険というカテゴリーを持ってくるんじゃないなくて、別のカテゴリーを持ってくればいいわけで、やっぱりもう一度ちょっと考えてみると、今日は一番冒頭におっしゃいましたよね。団体交渉権がないんでどうのこうのと。その辺をしんしゃくしてほしいというような。別にそれをしんしゃくするつもりは特にはないですけども、ということも一つあるかもわかりませんし、それからこういう危険な目に遭ったときに助けてくれるのは消防署しかない。その中でこうした大切な業務をやっていただいているということで。そういう中で調査手当についてはまた別の角度で申し上げると、廃止というのは基本的に思うんですけども、見直し案を見るとまた200件になっていますね。見直し案があるのでなかなかこの議論は難しいんですけども。

やはり調査でも大変な調査ってあるんですね、間違いなく。特に亡くなった方がいらっしゃる場合は、けが人なしの場合とは大分様子も違うだろうと思います。それから、火災による社会的な影響。大規模な火災、もしくは近所に類焼しているんな被害を与えてしまったといったときに、その原因いかんによっては重過失であったり単なる過失であったり、いろいろと理由が出てくるでしょうから、その調査そのものが非常に重要視されてくるわけですね。

そういう意味で、はなから調査手当は通常の範囲内だといって全部消すんじゃないなくて、現状の形で私はいいと思いますんですけども、そういう重要な調査、危険というより重要な調査の場合については、調査手当を支給するというのもあっていいんじゃないかと思いました。

○森委員長 今大きく2つのご意見が出ていると思うんですね。一つは廃止にして、受忍限度を超えている場合には別の手当として、これについては廃止なんだけれども、コメントとしては受忍限度を超えている場合には別の手当で措置すべきだろうという意見と、もう一つは見直し案だけどその範囲について重大な調査を伴う消火後の調査については、手当を出すという意味で見直しでもいいんじゃないかという、2つのご意見が出ていると思うんですけども。ちょっと質的に違うのかなと思うんですけども。

○松山委員 受忍限度でというのもわかるんですけども、どこが受忍限度やと、なかなか難しいかなと。やり方としては最初初期消火なさった担当の方が調査の責任者なんですか、責任者は別にいらっしゃるのかどうかちょっとわからないんだけど、その人が当然主人公になってくるのかもしれないけれども、他の人もいろいろと手助けするという

か、1人で何から何までやっているわけじゃないんで、調査に当たってほかの人もいろいろと協力されるということだろうし、もし余りされていなかったらしていただければいいわけで、そういう意味では受忍限度というのはわかりますが、なかなか線引きが難しいかなとは思っています。

○森委員長 いかがでしょうか。今のご意見、無理やりというか、合わせていかずにおさめるとすれば、見直しということで、方向としては2つあると。一つは受忍限度を超えている業務だというふうに見られるときには、今の特勤の趣旨としては廃止なんだけれども、受忍限度を超えているというふうに見られる場合には、それに合った形の手当というのを考えるべきだろうということが一つですね。

もう一つは、火災調査の中で非常に重大で重いものがあるだろうと。その場合には著しく不快だとか困難とかということが起こり得るので、ですから調査の特勤手当の範囲、これを絞り込むという2つの見直しの形で案としては今出ているわけですね。そういう形で見直しという。これは認可していいのかどうかという点。

○松山委員 同じことかもしれませんね。

○森委員長 さっき楠委員が言いましたように、我々にわからないところがあるんですよね。

○楠委員 コメントの書き方としては松山委員のほうがいいと思うんですよ。というのは、ほかの手当に変えるべきというのはあるんですけれども、そのことに関しては明確にわかっている場合はいいんですけれども、そうでないものなので、若干推測も入りながら話していますから、これは明確に言えるだけのものを書いたほうがいいと思います。松山委員のコメントでいいと思います。

○森委員長 つまりあれですよ。見直しなんだけれども、調査内容一般に出すものではなくて、範囲はあれですけれども、具体的に例を出すのはあれですけれども、非常に重要な調査等に従事した場合に絞り込むという意味で見直していく。

○松山委員 重要な調査というのは社会的影響が大きい場合。

○森委員長 社会的影響が大きい場合等ですね。

○楠委員 あとは市のほうで判断する。

○森委員長 市のほうで責任を持って判断してほしいということで、社会的影響等、重要な調査に従事した場合等に絞るという意味で見直しということによろしいですか。じゃ、これについては今申し上げた内容で見直しということにさせていただきたいと思うんです。

それと、消防夜間業務手当ですね。これは重複してはいるんだけど、その上に上乘せするものなので考慮されているという説明だったわけですが、いかがでしょうか。

○楠委員 この枠については廃止です。つまり、今申し上げた趣旨なんですけれども、同じなんですけれども、要はお話等よくわかって、結局自分の生活というもの、サイクルというもの、本来寝る時間に働いているということに加えて、休憩時間にも出勤しなきゃいけないとか、非常にイレギュラーなものが多いので、通常の夜間勤務手当だけでは、それはもうそれを超えているという評価だと思うんですね。

だから、これ夜間勤務手当を2回出している形になるわけですよ。そういうものではなくて、やはりこれは何かの 이슈を絞り込む。先ほどからの話なんですけれども、本当にそういうふうな 이슈に夜間にこういうふうな仮眠をとっているときに出勤がかかって行ったとか、そういったことに対して出勤手当とはまた別の、例えば出勤手当の中でもグレードを分けて、こういった場合にはこれだけ、こういった場合にはこれだけ、こういった場合にはこれだけという形で色分けするような形のほうが、何もなくてももらえるんですよ。結局あってももらえるし、何もなくてももらえるというものですから、それは趣旨としてはちょっともたないのかなというふうに思うんですね。

毎回何かあるのであれば、それは一律ってわからないことないですけども、そういった場合にはまた別の話じゃないかというふうに思うんですね。けども、これ何もなくても一律という。通信作業、受け付け作業等、その他のもろもろですよ。なので、そういった意味で特別のストレスがかかるとか、特別の不健康なケースになるとか、そういったものであればその特別の 이슈に対して何か与えるのであれば、それは合理的な特殊勤務だと思うんですけども。

夜間勤務手当、夜間に関する勤務手当、一般として出しているのはちょっと説明不足じゃないかなと思いますね。

○松山委員 同じ意見です。当然こういう業務は24時間体制で、市民の生活を守るといったことで、夜間であろうと昼間であろうとお仕事していただくと。夜間のほうは一般的に大変なんで、こういう手当を用意されているようですが、深夜手当というんですか、そういう手当が出ていますから、廃止ということで結構です。

そこまで言えるかどうかは別として、大災害だとか大事故が起きる夜中、非常に多くの消防局の方が大量に出勤しなければならない、それも長時間にわたって道路がとまる、電車がとまるとか。もしそういうものがあれば、そのときのことはまた別のことで考

えればいいわけで、それはそういう場合はまた別の何かを準備しておくのも確かにあるかもしれませんが、いずれにしてもこの話に限ると廃止ということで結構です。

○森委員長 じゃ、これについては廃止ということでお願いします。理由としては、通常手当が支給されているということと、これをあえて出す特殊性が見出せないということですね。これは書くかどうかあれですけれども、仮に何かあるんだったら、さっき楠委員が言われた意見でいうと、別のものを考えるべきだろうということで、それを書くかどうかはあれですけどね。

○楠委員 ほかの部でも似たような話かと思うんですけれども、全体として今回さっきの団体交渉権の話で、労働条件を考えたときに、どうしてもほかのところと比べて不利になると。だからいろいろご配慮くださいという話。全体としてやはり不利な状況にあって、労働条件がよくないと、あるいは給与体系がよくないといったこと等で、言い方は悪いんですけれども、見合わせるというのがあって、だから一律みんながイシューごとでなくて、何か働いたことそれ自体に対する手当というものをいろんな理由をつけて出しているという、そういうふうな形になっているのが多いと思うんですよね。

だから、それを特勤で考えちゃうと、特勤としてはもたないでしょうという話になっちゃうんですけれども、やはり同じこと繰り返しますけれども、それは全体の問題としてきちんと見直さなきゃいけないものがあるんじゃないかと思うんですよね。ほかの部では業務改善の問題とか、そういったところのリンクがあるので、特勤委員会ですから特勤以外は結論を出しませんけれども、そういった問題として把握していくべきじゃないか。個人的な意見として、皆さん、個人の意見というのは結構ですけれども、委員会の意見、個人的な意見として。

○森委員長 それでは、ちょっと結論を急ぐようなのですが、消防夜間業務手当については廃止ということでお願いしてよろしいですか。はい。

それでは次ですが、奨励手当です。実質的にないところがほとんどなんですけれども、いかがでしょうか。これはあれですか。滞納整理課に今後一括されるということでしょうか。ほぼ生かされるという考えでいいんですか。それはまだわからない。

○森委員長 わかりました。どうですか。まず滞納整理課についてですけれども。

○松山委員 滞納整理課ぐらいしか発生していないんですけれども、聞いているとどうも悪質な人が経済的に能力があるにもかかわらず、そういう義務的経費を払わないという、義務的な負担ですね。もともとたちの悪い人に善良な職員が対応するのは大変なことだろ

うと思います。善良な職員から見て、たちの悪い人間の心はわからないので、大変な目に遭うかもわからないということで、今の奨励手当は持続でもいいんじゃないかなと思います。

○森委員長 ほかいかがでしょうか。

○楠委員 今につけ加えて、そもそも払う義務がある人が払わずに開き直っているということが恒常化していることが異常で、ほかの自治体はわかりませんが、まずそれを同時になくしていかないと、手当を払って何とかバランスとっているというのでは、これはやはりおかしいと思うんですよね。やっぱり特殊勤務手当ですから、結論としてはそれでいいと思うんです。ストレスがすごいでしょから。だけど、特殊勤務手当は本当に特殊な場に出てくるものという、やむを得ないものということだと思うので、もうそれが改善されないのであれば仕方ありませんけれども。

一応組織を整備して、改組して、いろいろまた効率的に解消すると、執行するということを考えられるみたいですがけれども、やはりその辺の仕組みづくりとか体制づくりとか、そういったものをきちんと見直すことで各職員さんにそういうストレスを与えないこと、そういった意味では何百円という水準ですよ、今の話だと。本当にそんなストレスがあっても、それを対面しただけで一日じゅう嫌な思いをし続けて、下手をするとずっと嫌な思いし続けるということになるでしょうから、それで何百円ですというのはやっぱりバランスとれていませんので、だからといって何倍も払う必要はないと思いますけれども。むしろそれよりは、そういった事態がないようなところのものに置くべきじゃないかと。

ただ、実際に行かれる職員さんからすればとんでもない話ですので、これは制度としては残すんでしょうけれども、残っていること自体がよくないのかなというぐらいの、残っているけれども、これが恒常的に払われていること自体がよくないのかなという気がするんですよ。

以上です。

○森委員長 強制執行ですからね。やっぱり我々だって大変だろうと思いますよね。ですから、これについては存続、つまりマルということになるのかなと思うんですけどね。

○楠委員 金額もあれで、どうしてもね。

○森委員長 金額、250円とかでしょう。

○松山委員 いや、総額も同じ。

○森委員長 少ないですよ。じゃ、金額についてはまた市のほうで決めていただく話か

なというふうに思いますので、これは存続ということで、マルということでお願いしたい  
と思います。

滞納整理課という形で申しあげましたけれども、すべてマルということでよろしいです  
ね。

(「はい」という者あり)

○森委員長 では、奨励手当についてはマルということでお願いします。

最後ですが、保健所の関係です。保健所のほうからシートに入れていましたように、環  
境検査手当と有害物等取扱業務手当という形で、統合したいという話ですね。お話を聞いて  
いても、有害物取扱業務手当と環境検査手当、ほぼ同じものだというふうに解釈してよ  
ろしいですね。ですから、有害物取扱業務手当を念頭に置きながら判定のご意見をお伺い  
したいと思うんですが、いかがでしょうか。現時点で判定が保留になっているんですね。

○松山委員 これは保健所関係、まとめてやりましょう。

○森委員長 どうですか、これにつきまして。

○松山委員 環境検査手当だけじゃなくて、ほかのものを含めて申しあげると、一般的に  
は実働した場合ということにされるとおもいますが、その辺の念押しです。環境検査  
課に毎日出勤して、出勤したらもらえるというというものでもないんで、そういう危険物  
等々の取り扱いの仕事をされた日に限るといって、当然といえば当然ですが、その念押し  
が一つです。

もう一つは範囲です。保健衛生にしる、防疫作業手当にしる、その範囲は一応書いてい  
ますが、比較的か相当に具体的に特殊勤務手当の対象を明記するといったことで、暫時危  
険だとか不健康だとかいうことで一くくりにしないでやっていただきたい。そういうこと  
を条件に私はこの原案に一応賛成ということですよ。

○森委員長 すべての手当について賛成ということですね。

○松山委員 はい。

○森委員長 趣旨を踏まえた上で想定するので賛成だと。

○松山委員 はい。

○森委員長 他にいかがでしょうか。お願いします。

○楠委員 これは特殊なものということはおわかりです。危険というんでしょうか、身体に  
負担がかかることもあるかもしれない。ただ、先ほども議論がありましたけれども、日額  
と何時間という話がありましたよね。物によっては時間だけでは判断できないものもある



ということなので、それは回数等、時間なのか、1回なのか、その辺の整理というものをきちんとした上でやらないと、ちょっと混乱するかなと思うんです。ですから、1回でも相当危険なものがあるでしょうから、4時間ないとだめだみたいな話というのも。いずれにしても額が余り大きくないので、全部そうなんですけれども、何でこの額なのかというのはずっと疑問でしたけれども、本当に危険で、精神・身体に重大な影響を与えそうなものなんだけれども、4時間未満で180円というのは、ちょっとこれどうかというのは本当に思いますけれども。ただ、この額というのはなかなか評価しづらいところでしょうけれども、時間で判断できるものとそうじゃないものというのはきちんと分けて、一番合理的な形にしなければいけないと思っています。

○森委員長 他いかがでしょうか。今出ていますご意見でいうと、環境検査手当については有害物取扱業務手当として存続という形なんですかね。あとのものについてはこれはどう表現すれば適切でしょう。

○楠委員 承認みたいな。我々承認する形じゃないですか。

○森委員長 今のマルバツとかではそれはあらかた承で済ませないですね。趣旨としては了承できるということですね。ただし、出し方とか金額については特殊勤務手当の趣旨に合った形で、この業務と特殊勤務手当、そもそも趣旨に合った形で、精査した上で創設ということになるかと思います。そういうことでよろしいですか。

○楠委員 金額に関しては他の部分も関係してくると思うんですが、払うにしても100円とか200円とかというのが本当にいいのかどうかというのは、いろいろと精査するということ。だれとの比較等でというのはすごく難しいと思うんですけれども。恐らく同じような手当を払っているほかの自治体との比較とかであれば、少し消極的な理由でこういうふうな額になっているんじゃないかと思いますけれども。これはなかなか難しく、本当に危険なものに絞らなければならぬ、その額の説明ができなくなってしまうので、その辺はきちんとした形にしないと。だから、この環境というか、保健関係ではなくて、ほかの部分の額に関しては見直すというか、合理的な形を常に求めるようにということは思いました。

○森委員長 次、最後の議案で骨子案についてのところで、今の全体にかかることはどういふところになるかと多分なってくると思うんですけれども。さっきのコメントを残すかどうか。残してもいいかなと思うんですけれどね。鳥インフルエンザの患者抱えて4時間未満180円というのはちょっと過小すぎるので、全体にかかることなんだけれどもという、全体的に言えることではあるが特に、ぐらゐの書き方で入れておいたほうがいいかなと思

うんですけれども。

ということで、これにつきましては存続と創設の了承という形でお願いしたいと思うんです。よろしいですね。

ありがとうございました。それでは、これですべての予定されていたヒアリングと二次判定が終わったということにさせていただきたいと思います。次回はよいよ最終判定です。確認に近いものになりますが、最終判定と同時に提言書のまとめ作業に入っていきますけれども、その前段として本日提言の骨子案について出させていただいております。これについて確認した上で、ご意見がある範囲で今日出させていただければというふうに思います。

大体こういうふうに考えております。まず初めに、本委員会の概要について説明したいと思います。

開催経過等入れ込んで、この委員会の発足の経緯について、この委員会の趣旨についてその次の2で入れ込むと。次のページへいきまして、奈良市の特殊勤務手当の現状についての説明を入れ込んだ後、どういう形で見直してきたのかという経緯について、3番目のところで検討の経緯についてという形で記述していきたいと。判定の基準、概要はそこに書かせていただいておりますけれども、この委員会としては特勤のそもそものあるべき論、これまでずっと議論されてきた、それについて妥当性があるかどうか、市民の理解が得られるかという点を判断基準にしたということを書かせていただいて、それに基づいて検討を懇意にやってきたという経緯をまとめさせていただき、最後にこれまで意見としていただきました内容に基づく提言、これについて一覧表を載せるということです。

最後、楠委員に言われたことにかかわると思いますけれども、終わりのところで我々の委員会でいろいろジレンマを抱えながら、この価格でいいのかとか、そういったほかの委員の方と、給与のこともちょっと出ていたかもしれませんが、そういったものについても我々がこの委員会で限界を感じて、奈良市として考慮してほしいことに対する思いみたいなことを終わりに入れればいいかなと。もしくは提言の一覧表と違うところに入れればいいかなというふうに思います。

最後に、この提言を受けて今後市のほうとして労使交渉に臨んでもらいたいんですけども、単なる特勤の見直しじゃなくて、これを奈良市のガバナンスといいますか、行政改革全体につなげていく、そういうことを願っているというようなことで、終わりにまとめていったらどうかというふうに思っております。

こういう流れで提言書を次回検討したいと思いますけれども、この骨子でもしよろしければ、次回までに合意させていただいて、それを次回検討したいと思いますけれども、よろしいですか。そこで修正があればまた出していただければ、まだ時間的には大丈夫ですので。そうしたら、この骨子案で次回ご検討いただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、次回の開催日でございますが、6月25日、月曜日の午後1時半ということでよろしいですね。

○松山委員 それは結構です。確認ですけれども、各部署でいろいろとヒアリングを行ったんですけれども、意見は大体一致したんですけれども、例の保育所の保育手当というのが特殊勤務手当に入っていて、割に大きな額があって、意見は一致しているんですよ。シートを見ると、何ぼ何でもこれはあのシートを見る限りでは特殊勤務手当の対象にはならないうらだろうという意見で4人とも一致しているわけで、保育所の関係者というか、責任者というかだれかわかりませんが、ヒアリングするのもどうかなと思ったんだけれども、シートを見る限り、わざわざ聞くまでもないなど。

ただ、影響力というか、そういう勤務されている職員の方も結構多いですね。いろんな疑心暗鬼なことも起きないかなと思いますけれども、それは労使交渉というか、そういう部分もあるので、ヒアリングという手続を抜かしても、抜かしてもというかやらなかったんですけれども、それでいいのでしょうかという、最後の確認だけですけれども。

○森委員長 一応さっきの、我々どういう基準に基づいてやったかというところで、特勤の趣旨から見てということなので、あえてやらなかったということなんですね。ただ、そのほかしんしゃくすることについては、この提言書の中でも書くべきだというふうに思いますので、今の保育の件も含めて、給与の、どこまで書き込むか、給与の見直しというんですか、適用の仕方とか見直しとかという面について、対応すべきことが、そこまで書くかどうかはあれですが、例えば対応すべきことがあるのであれば、市としては当然検討してほしいということを我々としては書けばいいのかなと思います。あくまでも基準を明確にして、特勤の見直しをやった結果ということですね。その結果、ヒアリングするまでもないというふうに判断したということですね。

○松山委員 結構です。もう一つだけ。

提言書の骨子案がここにありますが、ただ、一つ申し上げると、いつもこういうことで、2番目に本委員会の発足の経緯というのがあって、わざわざ奈良市においてこう

いう委員会を我々外部委員が入ってやらざるを得ないことになったというのも、変な話と  
いうか、そんなことにならない方がもちろん元々よかったわけで、なぜそうなったかとい  
う過去の歴史、特殊勤務手当というのは、資料があったと思いますけれども、随分前から  
あって、それが長年続いておって、なかなか行政側も議会側もそれを問題視することなく、  
ただだらと今日まで続いてきて、あるときに改革しようと思ったらなかなか大きな抵抗も  
あって、奈良市の改革というのは何もこれだけじゃなくて、ほかにもいろいろあると思  
いますが、本意が特殊勤務手当ですから、過去の歴史というか、それを簡単にでも。

つまり、なぜわざわざ今回この委員会をやらざるを得なくなったかという点に結びつけ  
てまとめていただければなというふうに思います。

○森委員長 ありがとうございます。そういう形で次回準備させていただきたいと思  
います。ほかよろしいでしょうか。事務局のほうから何か。ありませんか。わかりました。  
それでは、今日はまた長時間にわたりましたけれども、これをもちまして第5回奈良市特  
殊勤務手当検討委員会、終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。